

第 7 回

熊本県議会

経済環境常任委員会会議記録

平成29年3月14日

開 会 中

場 所 全 員 協 議 会 室

第 7 回 熊本県議会 経済環境常任委員会会議記録

平成29年3月14日(火曜日)

午前9時59分開議
午前11時16分休憩
午前11時21分開議
午後0時3分休憩
午後0時58分開議
午後1時59分休憩
午後2時5分開議
午後2時27分閉会

本日の会議に付した事件

議案第33号 平成29年度熊本県一般会計予算

議案第34号 平成29年度熊本県中小企業振興資金特別会計予算

議案第38号 平成29年度熊本県港湾整備事業特別会計予算のうち

議案第39号 平成29年度熊本県臨海工業用地造成事業特別会計予算のうち

議案第46号 平成29年度熊本県高度技術研究開発基盤整備事業等特別会計予算

議案第47号 平成29年度熊本県のチッソ株式会社に対する貸付けに係る県債償還等特別会計予算

議案第49号 平成29年度熊本県電気事業会予算

議案第50号 平成29年度熊本県工業用水道事業会計予算

議案第51号 平成29年度熊本県有料駐車場事業会計予算

議案第64号 熊本県地球温暖化の防止に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議案第65号 熊本県特定非営利活動促進法施行条例の一部を改正する条例の制定について

議案第66号 熊本県控除対象特定非営利活動法人の指定の基準、手続等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
請第18号 (有)山口海運の岩石採取計画の認可申請に関する請願
閉会中の継続審査事件(所管事務調査)について

報告事項

①水俣病対策の状況について

②熊本地震に係る公費解体等の状況について

③荒瀬ダム撤去について

平成28年度経済環境常任委員会における取り組みの成果について

出席委員(8人)

委員長	内野幸喜
副委員長	前田憲秀
委員	西岡勝成
委員	岩中伸司
委員	溝口幸治
委員	磯田毅
委員	末松直洋
委員	高島和男

欠席委員(なし)

委員外議員(なし)

説明のため出席した者

環境生活部

部長	田代裕信
政策審議監	坂本孝広
環境局長	成富守
県民生活局長	田中義人
首席審議員兼	
環境政策課長	村井浩一
水俣病保健課長	小原雅之

水俣病審査課長 藤 本 聡
 政策監 山 口 喜久雄
 環境立県推進課長 橋 本 有 毅
 環境保全課長 川 越 吉 廣
 自然保護課長 中 尾 忠 規
 循環社会推進課長 久 保 隆 生
 くらしの安全推進課長 猿 渡 信 寛
 首席審議員兼
 消費生活課長 中 富 恭 男
 男女参画・協働推進課長 守 山 幸 子
 人権同和政策課長 園 田 正 喜
 商工観光労働部
 部 長 奥 菌 惣 幸
 政策審議監兼
 商工政策課長 磯 田 淳
 商工労働局長 伊 藤 英 典
 新産業振興局長 寺 野 慎 吾
 観光経済交流局長 中 川 誠
 国際スポーツ大会推進局長 小 原 雅 晶
 商工振興金融課長 原 山 明 博
 労働雇用創生課長 石 元 光 弘
 産業支援課長 三 輪 孝 之
 エネルギー政策課長 前 野 弘
 企業立地課長 岡 村 郷 司
 観光課長 永 友 義 孝
 国際課長 小金丸 健
 政策監 末 藤 尚 希
 首席審議員兼
 くまもとブランド推進課長 柳 田 紀代子
 国際スポーツ大会推進課長 水 谷 孝 司
 企業局
 局 長 五 嶋 道 也
 次長兼総務経営課長 福 島 裕
 工務課長 武 田 裕 之
 労働委員会事務局
 局 長 白 濱 良 一
 審査調整課長 真 田 由紀子

事務局職員出席者
 議事課課長補佐 福 田 博 文

政務調査課参事 徳 永 和 彦

午前9時59分開議

○内野幸喜委員長 それでは、ただいまから第7回経済環境常任委員会を開会いたします。

まず、本日の委員会に3名の傍聴の申し出がありましたので、これを認めることといたしました。

次に、本委員会に付託された議案等を議題とし、これについて審査を行います。今回は各部局ともに相当の量がありますので、環境生活部と、残りの商工観光労働部、企業局及び労働委員会の出席を分けて説明を求めるとしました。

まず、環境生活部から先に審議を行い、休憩を挟んで商工観光労働部、企業局及び労働委員会の審議が終わった後に、付託議案の採決及び請願の審査を行います。

それでは、環境生活部の議案等について執行部の説明を求めた後に、質疑を受けたいと思います。なお、執行部からの説明は、効率よく進めるために、着座のまま簡潔にお願いします。

それでは、環境生活部長から総括説明を行い、続いて担当課長から資料に従い、順次説明をお願いいたします。

○田代環境生活部長 環境生活部関係の議案の概要につきまして御説明申し上げます。

今回提出しております議案は、予算関係議案2議案、条例等議案3議案の合計5議案でございます。

まず、第33号議案の平成29年度熊本県一般会計予算でございますが、熊本復旧・復興4カ年戦略の基本理念でございます、夢にあふれる新たな熊本の創造を目指し、総額249億4,000万円余の予算を計上いたしております。

その主な内容でございますけれども、ま

ず、水俣病対策につきましては、公害健康被害の補償等に関する法律に基づく認定業務を迅速かつ丁寧に進めますとともに、高齢化が進む胎児性、小児性患者の方々等が抱える今後の住生活に対する不安の解消等に取り組んでまいります。

次に、4カ年戦略の4つの取り組みの方向性に沿って説明申し上げます。

第1、安心して希望に満ちた暮らしの創造のため、熊本地震により発生しました災害廃棄物につきまして、市町村が行う損壊家屋等の公費解体を支援し、発災後2年以内の処理完了を目標に、適正かつ計画的な処理を進めてまいります。

また、復旧、復興に際しまして、県民が直面する消費生活上の課題解決に取り組み、生活再建を支援してまいります。

さらに、地球温暖化対策について、昨年11月に発効しましたパリ協定の枠組みのもと、県独自の行動として、廃食油回収やグリーンカーテン設置などの取り組みを進めてまいります。

また、女性の社会参画を加速化させていくため、女性の活躍推進サポーター養成講座等に加えまして、被災地復旧に係る女性の参画促進に取り組めます。

そのほか、県民の人権意識向上を図るため、メディアを活用した広報、啓発や熊本ヴォルターズと連携した取り組みを進めてまいります。

第2、未来へつなぐ資産の創造のため、国立公園満喫プロジェクトに選定されました阿蘇くじゅう国立公園におきまして、被災しました公園施設の創造的復興や公園の魅力向上に取り組んでまいります。

また、震災により再認識しました熊本の水の大切さや魅力を県内外に発信してまいります。

さらに、水俣市にあります環境センターにおいて、環境教育の拠点としての機能強化に

向けまして、展示のリニューアルについて検討を進めてまいります。

第3、次代を担う力強い地域産業の創造のため、バイオマス、未利用廃棄物など、循環可能な資源の活用を推進するための普及啓発や事業化支援に取り組んでまいります。

第4、世界とつながる新たな熊本の創造のため、児童生徒、学生等の国際交流を支援しまして、将来、さまざまな分野で活躍できるグローバルな人材の育成に取り組んでまいります。

次に、第49号議案の平成29年度熊本県のチッソ株式会社に対する貸付けに係る県債償還等特別会計予算でございますけれども、チッソ県債に係る元利償還金等の年間所要額として、総額92億5,900万円余の予算を計上しております。

以上が平成29年度当初予算の主な内容でございます。

環境生活部の予算総額は、一般会計と特別会計を合わせまして342億円余となります。

次に、条例関係についてでございます。

国の法律の一部改正に伴いまして、関係する条例の規定を整備する3件の議案を御提案させていただいております。

そのほか、水俣病対策の状況についてなど2件につきまして御報告させていただきます。

詳細につきましては、関係課長が続いて御説明申し上げますので、御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○村井環境政策課長 環境政策課でございます。

当初予算説明資料の2ページをお願いいたします。

一般会計です。

1の職員給与費として1億440万円余を計上しております。これは平成29年1月1日現在の環境政策課職員の給与をもとに算定した

ものでございます。

職員給与費については、各課とも同様の趣旨でございますので、各課からの説明は省略させていただきます。

次に、2の(3)政策調整事業として380万円を計上しております。これは部の施策に関する調整や検討に要する経費です。

次に、3ですが、水銀フリー推進事業1,930万円余を計上しております。これは情報発信に係る費用や水銀研究留学生への奨学金等です。

次に、3ページをごらんください。

チッソ特別会計への繰出金、22億1,934万円余を計上しております。

内容は、次ページ以降で説明いたします。

4ページをごらんください。

以降は、特別会計です。

熊本県のチッソ株式会社に対する貸付けに係る県債償還等特別会計は、チッソ金融支援に係る県債の償還金が主な歳出であり、元金、利子とそれぞれ2段ずつ計上しております。上2段が、水俣湾公害防止事業に係る県債の元利償還金、下2段が、患者県債の元利償還金でございます。

5ページをごらんください。

上2段が、平成7年の政治解決時の一時金県債の元利償還金です。

3段目の特別貸付金ですが、これは、平成12年の閣議了解に基づき、チッソの償還額の一部を県が貸し付けるものでございます。なお、貸付金の財源としては特別県債を充てており、100%の交付税措置がなされます。

4段目及び6ページ1段目は、その特別県債の元利償還金です。

6ページの2段目、3段目は、水俣病特措法による救済のために発行した一時金県債の元利償還金です。

なお、先ほどの3ページの繰出金が、5ページ、6ページの中で5ページの3段目を除いた3種類の県債の元利償還金の財源とし

て、一般会計から特別会計へ支出されるものでございます。

特別会計の合計といたしまして、92億5,978万7,000円を計上しております。

以上、御審議のほどよろしくお願いいたします。

○小原水俣病保健課長 水俣病保健課でございます。

説明資料の7ページをお願いいたします。

2段目の公害保健費でございますが、右側説明欄に主なものを記載しております。

まず、1の公害被害者救済対策費でございます。

(1)の環境・福祉モデル地域づくり推進事業は、水俣病犠牲者慰霊式やもやい祭り、もやい音楽祭など、水俣市や民間団体が行う慰霊、もやい直しの取り組みなどに対する補助でございます。(2)の水俣病関連情報発信支援事業は、水俣病資料館を拠点とした情報発信や、水俣病発生地域の市町などが行う水俣病に関する講座の開設などに対する補助でございます。

次に、2の水俣病患者保健福祉事業費は、在宅の水俣病認定患者の方々に対する家庭訪問による療養指導の実施や療養用具の支給に要する経費でございます。

続きまして、8ページをお願いいたします。

3の水俣病総合対策事業費でございます。

(1)の水俣病総合対策費等扶助費は、水俣病被害者手帳などを所持する方の医療費に要する経費でございます。(2)の胎児性・小児性患者等の地域生活支援事業は、胎児性、小児性患者の方々の高齢化に伴う住生活不安解消に向けた調査検討や、患者の方々の日常生活や社会参加の支援に要する経費でございます。(3)の水俣病発生地域リハビリテーション強化等支援事業は、水俣病発生地域の市や町が行う水俣病被害者のリハビリ事業に対す

る補助でございます。

以上、水俣病保健課、合計93億9,200万円余を計上しております。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○藤本水俣病審査課長 水俣病審査課です。

9ページをお願いいたします。

2段目の公害保健費ですが、説明欄をお願いします。

1の公害被害者救済対策費につきまして、(1)の公害健康被害認定審査会は、水俣病認定審査会を運営するための経費であります。次に、(2)の水俣病認定検診費は、審査の前提となる疫学調査や検診等に要する経費となります。(3)の争訟対策費は、水俣病関係の訴訟や行政不服審査請求に対応するための経費となります。

次に、2の水俣病総合対策事業費の(1)治療研究事業扶助費ですが、これは一定の要件を満たす認定申請者に医療費等を支給する事業となります。

左から5番目の列の比較(A)-(B)の欄でございますが、前年に比べて520万円余の減となっておりますが、これは、今御説明しました治療研究事業扶助費につきまして、認定審査を促進することにより医療費等の支給対象者が減となることから、トータルで減となるものでございます。

認定審査を促進するための認定審査会に係る経費や検診に係る経費につきましては、前年度に比べて320万円余の増額をお願いしております。

次のページをお願いいたします。

(2)の水俣病診療拠点設置・ネットワーク構築事業でございます。これは、熊本大学と水俣地域等の基幹病院をネットワークで結び、水俣病診療に関しまして、最新の医療やより専門的な指導、助言などを行うことができるようにするという事業でございます。

水俣病審査課は以上です。

○橋本環境立県推進課長 環境立県推進課でございます。

説明資料の11ページをお願いします。

2段目の計画調査費ですが、2億8,315万円余をお願いしています。

主な事業ですが、説明欄1の公営企業貸付金は、企業局の工業用水道事業会計の資金不足等に対する貸付金です。

2の水資源開発調査費は、主に公益財団法人くまもと地下水財団への負担金です。

3の地下水保全対策費の(1)「水の国くまもと」推進事業は、高校生フォーラム開催やチラシ、ステッカー作成など、熊本の水の魅力の情報発信等に要する経費です。(2)の地下水保全条例円滑施行事業は、条例に基づく地下水採取許可手続の運用等に要する経費です。

説明資料の12ページをお願いします。

公害対策費ですが、9,547万円余をお願いしています。

説明欄2の環境政策推進費の(1)は、環境センターの管理運営に要する経費、(2)は、環境審議会の運営やくまもと環境賞表彰等に要する経費です。(3)環境センター拠点機能強化事業は、環境センターの展示内容のリニューアルに向けた検討及び改修に係る設計に要する経費です。

3の地下水保全対策費は、県内33カ所に設置している地下水観測井による地下水位の監視に要する経費です。

説明資料の13ページをお願いします。

4の環境立県推進費の(1)有明海・八代海再生推進連携事業は、有明海、八代海等の再生に向けた地元等との意見交換会や基礎調査の実施等に要する経費です。(2)の地球温暖化対策推進事業は、地球温暖化防止に向けた県民運動や事業者計画書制度の推進等に要する経費です。(3)のくまもとらしいエコライフ普及促進事業は、日々の生活や企業活動そ

のものが環境に配慮した行動となるよう、さまざまな普及啓発等を実施するための経費です。(4)の環境立県くまもと型環境教育システム創造事業は、地域資源を活用した環境教育の推進に要する経費です。

説明資料の14ページをお願いします。

公害規制費でございますが、273万円余をお願いします。これは、水環境教育推進事業として、幼稚園や小中学校等での出前講座等に要する経費です。

最後に、2段目の工業用水道事業会計繰出金ですが、2億1,401万円余をお願いします。これは、企業局の工業用水道事業会計の企業債元利償還金等に対する繰出金として、一般会計から拠出するものです。

以上、環境立県推進課は、合計で7億7,408万円余を計上しています。

次に、少し飛びますが、説明資料の33ページをお願いします。

熊本県地球温暖化の防止に関する条例の一部を改正する条例の制定についてでございます。34ページの概要により説明させていただきます。

改正の趣旨でございますが、エネルギーの使用の合理化等に関する法律の一部改正及び建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律の施行に伴い、関係規定を整備するものです。

改正の内容につきましては、条例第32条における引用法令の整備等を行うものでございます。

以上でございます。御審議のほどよろしくをお願いします。

○川越環境保全課長 環境保全課でございます。

説明資料の15ページをお願いいたします。

公害対策費といたしまして1億5,924万円余を計上しております。

主な事業を御説明いたします。右側の説明

欄2の環境政策推進費をごらんください。

(2)県有建築物アスベスト(レベル2)使用状況調査事業でございます。アスベストレベル2とは、煙突内部の断熱材などに使われている飛散性の比較的高いアスベストのことでございますが、この事業は、石綿障害予防規則の改正に伴い、県有建築物の煙突などにおけるレベル2の使用状況を調査するものでございます。

この事業は、今年度から実施しておりますが、調査の結果、飛散のおそれが判明した煙突等につきましては、アスベストの除去等適切な措置を講じることとしており、来年度も引き続き調査を実施するものでございます。

次に、2段目、公害規制費といたしまして1億5,628万円余を計上しております。

主な事業といたしまして、16ページをお願いいたします。

説明欄の(2)の大気生活環境対策事業でございます。この事業は、騒音、振動、悪臭に関する住民生活環境の保全を目的に行う市町村に対する技術指導や航空機騒音等の調査等に要する経費でございます。(3)の水質汚濁規制費でございます。この事業は、工場、事業場に対する指導や立入検査、水質事故が発生した場合の原因調査等に要する経費でございます。

次に、説明欄2の公害監視調査費でございます。

初めに、(1)大気汚染監視調査事業でございます。この事業は、PM2.5などの大気汚染物質の常時監視等に要する経費でございます。次に、(2)環境放射能水準調査でございます。この事業は、国の委託を受け、モニタリングポストによる大気中の放射線量や環境中の放射性物質を調査する経費でございます。

17ページをお願いいたします。

(4)水質環境監視事業と(5)地下水質監視事業でございますが、これらの事業は、公共用

水域や地下水の水質の常時監視等に要する経費でございます。次に、(6)保環研機器更新整備事業でございます。この事業は、県の保健環境科学研究所における分析機器等の計画的な更新に要する経費でございます。

次に、2段目の環境整備費といたしまして3億2,887万円余を計上しております。

説明欄の上水道費、(1)水道事業施設整備事業でございます。この事業は、市町村が実施する水道施設整備に対する助成及び指導監督に要する経費でございます。平成29年度は、今年度に比べ、施設整備がふえたため増額となっております。次に、(2)水道広域化施設整備利子補給事業でございます。この事業は、八代工業用水を上水道に転用して給水しております上天草・宇城水道企業団に対して行う企業債利子償還金助成に要する経費でございます。

以上、総額で6億4,440万円余を計上しております。

環境保全課は以上でございます。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○中尾自然保護課長 自然保護課でございます。

資料の18ページをお願いします。

鳥獣保護費としまして7,500万円余を計上しております。

右の説明欄をごらんください。

2の鳥獣保護事務費としまして700万円余を計上しております。これは野生鳥獣の保護推進や高病原性鳥インフルエンザの簡易検査等に要する経費でございます。

次に、3の鳥獣保護対策事業費、3,100万円余を計上しております。(2)の特定鳥獣適正管理事業ですが、森林被害対策としまして、ニホンジカの捕獲等を実施する市町村への助成でございます。

次ページの19ページをお願いします。

(4)の指定管理鳥獣捕獲等事業で、県が実

施主体となり、ニホンジカやイノシシの捕獲強化、担い手育成に対する経費でございます。

次に、自然保護費としまして7,700万円余を計上しております。

20ページをお願いします。右の説明欄をごらんください。

3の自然環境保全対策事業費2,000万円余のうち、(3)の特定外来生物スパルティナ属防除対策事業1,200万円余は、坪井川、大野川、砂川河口に生息するスパルティナを駆除する経費でございます。

次に、観光費としまして3億800万円余を計上しております。

右の説明欄をごらんください。

2の観光施設整備事業費、2億8,200万円余を計上しております。

21ページの説明欄をごらんください。

(3)の国立公園における国際化・老朽化等整備交付金事業7,700万円余は、雲仙天草国立公園の天草ビジターセンターやトイレ等のリニューアルに関する経費でございます。次に、(4)の国立公園満喫プロジェクト推進事業、1億5,400万円余でございます。これは、公園内において、熊本地震で被災しました九州自然歩道の見直し、トレッキングコースの新たな選定、アクセスルート上に新たなビューポイントの設定、あるいは施設整備等に伴う全体計画の調査や被災した施設の復旧、リニューアルに要する経費でございます。

以上、自然保護課の説明を終わります。御審議のほどよろしく申し上げます。

○久保循環社会推進課長 循環社会推進課です。

22ページをお願いいたします。

2段目の環境整備費のうち、説明欄の1、一般廃棄物等対策費につきましては、熊本地震に伴う災害廃棄物処理に関連するものでご

ざいます。

(1)都道府県派遣職員負担金につきましては、地方自治法に基づく派遣の受け入れに必要な負担金として3,400万円を、(2)災害廃棄物処理調整事業につきましては、事務委託を受けていない被災市町村との連絡調整ですとか、今回の地震災害を踏まえた今後の処理体制の強化等に関して、市町村と協議を進めるための事務費として150万円余を計上しております。さらに、(3)災害廃棄物処理事業(受託)につきましては、事務委託を受けました7市町村からの災害廃棄物処理に要する費用として、94億4,160万円をお願いするものでございます。平成29年度は、二次仮置き場における処理費と処理完了後の施設の解体撤去費を内容としております。7市町村からの負担金、最終的には国から交付される補助金が財源となります。

続きまして、23ページをお願いします。

説明欄の2、産業廃棄物対策費の中で、(3)産業廃棄物処理施設モデル事業で5,000万円、(4)エコアくまもと環境教育推進事業で1,200万円余をお願いしておりますけれども、いずれもエコアくまもと関係で、施設設置に伴う地元への地域振興策への交付金と県北の環境教育拠点としての活動経費でございます。次に、(5)最終処分場調整対策事業につきましては、菊池市に所在する民間の最終処分場につきまして、菊池市と最終処分場業者、県との間で締結した環境保全協定に基づき、菊池市が操業短縮に関して最終処分業者に支払う補償金2分の1を同市に助成するものでございまして、来年度が4カ年の支払い計画の3年目に当たります。

続きまして、24ページをお願いいたします。

説明欄の3、産業廃棄物等特別対策事業費の(1)管理型最終処分場立地交付金事業の6,000万円につきましては、産業廃棄物管理型最終処分場の立地地域の生活環境改善を図

り、円滑な設置を進めるため、新設または増設した処分場の所在する市町村に対して交付するもので、来年度は南関町及び熊本市を予定しております。

24ページ最下段に記載のとおり、人件費を含めまして、合計100億4,300万円余をお願いするものでございます。

循環社会推進課は以上でございます。よろしく願いいたします。

○猿渡くらしの安全推進課長 くらしの安全推進課でございます。

資料の25ページをお願いいたします。

下段の交通安全対策促進費といたしまして910万円余を計上しております。

その主な事業といたしましては、1の交通安全総合対策費の交通安全推進連盟補助295万円余ですが、これは熊本県の交通安全推進連盟が行います県民に対する交通安全意識の普及啓発等に要する経費を助成するものでございます。

3の交通事故被害者対策費415万円余ですが、これは交通事故相談所におきまして行います交通事故被害者等の救済、援護のための損害賠償でありますとか、示談等に関する相談業務に要する経費でございます。

資料の26ページをお願いいたします。

上段の諸費でございますけれども、社会参加活動推進費といたしまして223万円余を計上しております。

その事業といたしましては、県民の防犯意識の啓発や自主防犯活動の促進を図る犯罪の起きにくいまちづくりの推進及び犯罪被害者等についての理解促進を図るための広報、啓発や、支援体制の整備を図る犯罪被害者等の支援に係る経費でございます。

最下段の青少年育成費といたしまして876万円余を計上しております。

その主な事業といたしましては、(1)の少年保護育成条例実施事業128万円余ですが、

これは、熊本県の少年保護育成条例に基づきまして、有害環境の調査でありますとか、インターネット利用の環境整備等に係る経費でございます。(2)のグローバルジュニアドリーム事業588万円余につきましましては、県内の小中学生を台湾の高雄市に派遣をいたしまして、交流活動を通じて、グローバル社会に視野を向けた子供の育成を図るものでございます。

資料の27ページをお願いいたします。

農業総務費は、地域食品振興対策費といたしまして1,743万円余を計上しております。

その主な事業といたしましては、(3)の食品検査体制整備事業1,423万円余でございますけれども、これは食品の残留農薬等の検査を行う際に使用する検査機器のリース料等の経費でございます。

以上、合計1億7,619万円余をお願いしております。くらしの安全推進課は以上でございます。よろしくをお願いいたします。

○中富消費生活課長 消費生活課でございます。

資料の28ページをお願いいたします。

消費者行政推進費といたしまして2億4,847万円余を計上しております。

右の説明欄をお願いいたします。

2番の消費者行政推進費の主な事業といたしまして、まず(1)地方消費者行政推進事業は、県、市町村の消費生活相談員のスキルアップや相談対応の連携、また、市町村への補助等に要する経費でございます。(2)の消費者自立のための生活再生総合支援事業は、消費生活上の課題を抱え、生活再生の支援が必要な方々に対しまして、債務整理から家計管理指導、課題への解決、生活資金の貸し付けまで、一貫した支援に要する経費でございます。29年度は、熊本地震等により生活困窮に陥った方々にも対象を広げて取り組みを強化したいと考えております。(3)の生涯安心！

消費者ライフ構築推進事業は、次世代を担う消費生活相談員を育成するための資格取得講座の実施等に要する経費でございます。(4)の消費者教育推進事業は、消費者教育推進計画を推進する中で、主に障害のある方々の消費者被害未然防止に向けた研修の実施等に要する経費でございます。

次に、29ページをお願いいたします。

(5)の災害関連消費生活相談機能強化事業は、被災された方々を消費生活の面から支援するために、休日相談や法律相談、さらに市町村の消費生活相談窓口の機能強化等を実施したいと考えております。

続きまして、3の消費生活センター費は、消費者からの相談対応や啓発事業等に要する経費でございます。

4の消費者行政活性化基金積立金は、国から受け入れております基金の運用利息の積み立てでございます。

消費生活課は以上でございます。御審議のほどよろしくをお願いいたします。

○守山男女参画・協働推進課長 男女参画・協働推進課でございます。

資料の30ページをお願いいたします。

まず、中段の諸費でございますが、NPO等の活動支援や指導、及び多様な主体による県民との協働の取り組みを推進するための社会参加活動推進費として217万円余をお願いしております。

下段から31ページにかけましの社会福祉総務費で1億8,076万円余をお願いしております。

右側の説明欄をごらんください。

2、社会福祉諸費でございますが、これは、年間30万人を超える県民の皆様が利用されています県民交流館パレアの指定管理料、ビル負担金及び維持修繕費等でございます。

3、男女共同参画推進事業費につきましましては、熊本県男女共同参画推進条例及び第4次

熊本県男女共同参画計画並びに平成27年9月に制定されました女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づきまして、男女共同参画を総合的かつ計画的に進める事業でございます。

主な事業といたしましては、(4)経済、労働分野における女性の活躍を支援するための講座等の実施、(5)熊本地震からの復興の核となる人材を育成するためのアドバイザー派遣等でございます。

以上で、総額2億688万円余をお願いしております。

続きまして、条例の一部改正でございますが、飛びまして資料の35ページ、議案第65号熊本県特定非営利活動促進法施行条例の一部を改正する条例の制定について、及び37ページの議案第66号熊本県控除対象特定非営利活動法人の指定の基準、手続等に関する条例の一部を改正する条例の制定についての2条例をお願いしております。

これらは、特定非営利活動促進法、いわゆるNPO法でございますが、これにつきまして、NPO関係団体の要望を踏まえまして、超党派議員による検討が行われ、NPO法人の便宜を図り、マネーロンダリング対策や情報公開を進めることなどを目的として一部改正されたことに伴います所要の規定の整理を行うものでございます。

なお、この2条例の違いにつきましては、第65号が、NPO法の施行に関し、設立や定款変更の認証申請、事業報告書等の提出や認定及び仮認定の申請など、必要な手続等を定めたものでございます。

また、NPO法につきましては、運営組織や事業活動等が適正であり、かつ、公益性について一定の基準を満たしたNPO法人を、認定NPO法人として税制優遇措置等を行う制度が定められており、第66号は、その認定基準の緩和措置として、平成26年に施行しました条例です。

両条例とも、平成29年4月1日の施行を予定しております。

男女参画・協働推進課は以上でございます。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○園田人権同和政策課長 人権同和政策課でございます。

資料お戻りいただきまして、32ページをお願いいたします。

上段の諸費につきまして、右の説明欄をごらんください。

2の人権啓発推進費につきまして6,100万円余をお願いしております。

主な事業としまして、(1)、(2)の事業は、人権啓発活動に関する法務省の委託事業に係るものでございます。(1)は、市町村が受託し実施する事業1,100万円余、(2)は、当課が受託し実施する広報啓発事業等4,100万円余でございます。

次に、2段目の社会福祉総務費ですが、説明欄の2の地方改善事業費につきまして、1億2,500万円余をお願いしております。

(1)の地方改善事業費は、市町村が設置する隣保館等の運営、指導等に要する経費1億200万円余、(2)の人権問題連携調整費は、行政や諸団体等と連携して啓発活動等に取り組むための経費2,200万円余でございます。

以上、課合計で2億8,300万円余をお願いしております。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○内野幸喜委員長 以上で執行部の説明が終了いたしましたので、質疑を受けたいと思います。

質疑を受けた課は、課名を言って、着座のまま説明をお願いいたします。

それでは、質疑はございませんか。――ありませんか。

○岩中伸司委員 水俣病保健課、8ページ、ここで説明いただきましたけれども、現状をちょっと私も正確に知りたいんですが、3の(1)で水俣病総合対策費等扶助費で説明いただきましたが、現在何名の方なのか、それと、その(2)も、それがわかれば教えていただきたいというふうに思いますが。

○小原水俣病保健課長 手帳としまして、今現在、医療手帳、水俣病被害者手帳、メチル手帳という3種類の手帳がございます。時期的には若干前になりますが、この予算を積算するときの平成28年9月時点の数字でございますが、4万3,300人程度が所有されているというところでございます。

委員済みません、(2)のほうは、人数ということでございますか。

○岩中伸司委員 はい。

○小原水俣病保健課長 ちょっとお待ちくださいませ。

○岩中伸司委員 また後でも。

○小原水俣病保健課長 確認して、後でお答えでよろしゅうございますでしょうか。

○岩中伸司委員 はい。今4万3,300人ということですが、これは、認定審査の進みぐあいも、ずっと報道でしか私も知りませんが、なかなか新たな患者の発生は少ないように思うんですが、この傾向というのはどういうふうな、この間。

○小原水俣病保健課長 水俣病保健課でございます。

医療手帳につきましては、平成7年の政治解決で救済された方々がお持ちの手帳でございます。水俣病被害者手帳は、御存じのと

おり、平成21年からの特措法に基づいて救済された方々の手帳でございます。

○岩中伸司委員 それは固定をされているということですか、数は。

○小原水俣病保健課長 はい、そうです。一応、申請救済の判定自体は終了していますので、これからふえるということはありません。

○高島和男委員 18ページ、鳥獣保護費でお尋ねをしたいと思うんですが、(4)捕獲強化のためにということで、県が主体となった事業ということで1,100万円計上されておりますけれども、たびたび議会でも議論になっているわけでございますけれども、今回、その主体となっていく事業というのは、具体的にどういったことを取り組まれるのでしょうか。

○中尾自然保護課長 自然保護課でございます。

今現在、狩猟と申しますのが、山に出かけて行って、例えば犬とかを使って追い回しながらと申しますか、見つけながら狩猟するというのが大体今までやってきたことでございます。今取り組んでいますのは、そうではなくて、担い手が少なくなっている、あるいはその猟友会の方々が高齢化しているという中におきまして、そういう労力を軽減するために、1カ所に集めて、それを捕獲するというところを中心にやっておるという状況でございます。

○高島和男委員 1カ所に集めてと申しますと、済みません、もうちょっと。

○中尾自然保護課長 要は餌づけですね。例えば、林道沿いあるいは道沿いに誘引剤を使

いまして、それを猟銃等で捕獲しまして、それをジビエ等に持っていきやすいようにほふるまでですといったことに今取り組んでおるとい状況でございます。

○高島和男委員 今課長もおっしゃったように、担い手の方々が高齢化している、そしてまた減少しているということで、その下の免許試験費ということで380万ほど計上されてありますけれども、これはふやすということも意味としては含まれているんですか。

○中尾自然保護課長 これは免許取得あるいは更新等に関する経費でございます、例えば、28年度——まだ終わっていませんけれども、計6回ぐらい試験を行いまして、今まで300人ほど合格しまして、ふえているという状況でございます、ここ数年、約300人前後ふえているという状況にはございます。

○高島和男委員 ということは、300人ふえている、狩猟者として、それは活動に参加していただいているということで理解していいんですか。

○中尾自然保護課長 深く調査しますと、高齢化している、あわせて猟銃等を持っている方が少ないということから、なかなか自分の山とかあるいは田畑に来ていただけないということで、自分の田畑は自分で守ろうということで、箱わなの免許を取るという方々がふえているという状況で、自衛策的なところもふえているという状況でございます。

○高島和男委員 ふえていることで、実際に活動していただいて、有害なものがどんどん減っていけばいいわけでしょうけれども、それは、少しずつではありますけれども、改善傾向にあるということでこれも理解しとっていいんでしょうかね。

○中尾自然保護課長 そういう取り組みをやってきたんですけれども、27年度の、例えばイノシシによる被害状況は、多少ふえております。これは、今まで取り組みを進めてきた場所あるいは電柵等柵を設けてやってきた場所につきましては減っているんですけれども、それ以外のところ、今まで被害が少なかったということで、そういう取り組みをされていない地域において、少しふえてきたというところもあります、一つは。

もう一つは、やはりこれまでは、特に猟友会の方々にお願いをしてきたところがございますけれども、あくまで猟友会というのは趣味の世界の方々でございますので、例えば10頭とってくださいよとしかお願いできないので、それに対しまして、その10頭というのはなかなか厳しいのかなと。5頭でも、お願いしたけん頑張ったろうがとおっしゃられれば、それ以上のことは言われないというところがございますので、先ほど言いましたように、担い手としまして、平成27年5月に狩猟に関する法律の一部改正がございまして、それには、狩猟を専門とする事業体——認定事業体と言っていますけれども、そういった事業体を設置し育成するといったことで今進めておりまして、現在におきまして、この認定事業体は、県猟友会を含めまして5団体ございますので、今からこういった団体を育成していったら、鳥獣捕獲に頑張っていきたいなというところがございます。

○高島和男委員 農家の皆さん方からすれば、あえて言うまでもなく、喫緊の課題であると思いますので、ぜひそういった団体とも連携を密にしながら、一刻も早く、少しでも改善できるように、また今後も取り組みをお願いしたいと思います。

以上です。

○内野幸喜委員長 ほか質疑ありませんか。

○西岡勝成委員 11ページの地下水の保全ですけれども、私たちは、この前、私学振興議連で災害の後の学校の視察に行きました。そこで、尚綱校に行ったら、古い地下水の井戸があって、それが非常に災害時に役立つという話をお聞きしたんですが、意外とああいう災害時に公園とか学校施設というのはたくさん避難者が集まるところで、特に水洗便所なり——マンションあたりも一緒なんですけれども、上水道がだめになった場合の対応が非常に困る。私も、熊本市内のマンションに住んでいますけれども、水資源に恵まれた熊本で、こんなに水に困るのかという感じがつくづくしたんですけれども、もうちょっと地下水を災害時に活用できる体制づくりというのはできないものか。この前、岩下先生も質問で、私のことも含めて話されたんですけれども、地下水がこんなに恵まれているのに、いざ災害のときにほとんど活用できないというような部分があると思うんですけれども、その辺は。

○橋本環境立県推進課長 環境立県推進課でございます。

今回の熊本地震で、上水道等が使えないということで、井戸水等が大変役立ったという話がありますので、地下水、要は災害時の井戸の活用について何かできないかということで、熊本市のほうも新聞報道等でやっておりましたけれども、県のほうでも、県には地下水保全条例上の採取許可や採取届けがなされている井戸の台帳がありますので、一定量くみ上げております地下水採取者の事業所に対しましてアンケートを実施いたしまして、災害時、非常時に地下水が活用できないかどうかのアンケートを実施しているところでございます。

今年度中には、その取りまとめた結果や活

用方法等を、地元市町村に対して情報提供するなどして、地域の防災対策に役立てていただくよう、そういった取り組みを現在やっているところでございます。

○西岡勝成委員 よろしく。

続けて、いいですか。

○内野幸喜委員長 はい。

○西岡勝成委員 これは20ページの観光施設整備事業の件ですけれども、私も、車ですけれども、山に、高いところに登るのが好きで、この前も御所浦の島あじマラソンに行つて、その上で——鳥峠ですかね、あの山は、御所浦の山に登ったんですけれども、絶景なんです。ただ、あれは、いろいろなところに登りますけれども、周りに森林が伸びてきて見えないんですよ、せっかくの絶景が。

ああいう整備というのは、もうちょっと市町村とも連携してやれば、せっかく山に登つて景色がいいなと思つても、周りが、要するに今は森林を整備する機会がないのか、放つたらかしてあるのかわかりませんが、絶景がもったいないような感じがするんですけれども、その辺の整備は、もうちょっと連携ができないものですかね。

○中尾自然保護課長 天草につきましては、雲仙天草国立公園というのがございまして、そこを管轄しますのが環境省でございます。そこの中におきまして、今委員おっしゃつたような事例につきましては、結構多々あるかなという認識はしております。

それにつきましては、関係市町村と協議してはいますけれども、届け出、許可を出せば切れますので、それは切つていこうかなと思つておりまして、先ほどビジターセンターのリニューアルというお話をしましたけれども、あわせましてそういった面も進めていきたい

なというふうに思っております。

○西岡勝成委員 ぜひ、指定してあるなら、やっぱりちゃんと見れるような体制づくりをしていかないと、せっかく山に苦勞して登っても、景色が見えないような状況じゃいけませんので、ぜひお願いをしたいと思います。

それから、もう1ついいですか。

○内野幸喜委員長 はい、どうぞ、西岡委員。

○西岡勝成委員 22ページの災害廃棄物の処理事業で、アスベストを初め水銀あたりも、家庭の中でいろいろ、蛍光灯とかあると思うんですけども、ふだんの生活では、そういう回収がスムーズにいくけれども、例えば災害でうちが倒壊したりなんかすると、そのような回収というのはなかなか難しいと思うんですけど、今度の震災で倒壊した家屋から出るそういうアスベスト、水銀、その辺のあれはどういうふうな処理をされていますか。

○川越環境保全課長 環境保全課のほうでアスベスト関係をやっておりますので、私のほうからアスベストについてはお答えします。

被災建築物から出てくるアスベストにつきましては、当然、飛散性の高いやつがあるということであるならば、周りを覆ってしまってアスベストが飛散しないような除去の仕方をする。だから、解体工事とは別個に、アスベストだけをまずは除去してしまうという方法をとっておられます。

それと、断熱材あたりに使われている耐火ボードなんかでございまして、その辺は、機械でがしゃっと壊すんじゃなくて、アスベストが飛散しないような手ばらしで、ボードごと外して別に処理をするというような形になっております。

○久保循環社会推進課長 水銀関係のこともお尋ねでございますが、水銀関係について、水銀条約会議がございまして、今法改正関係がいろいろと進められておる中でございます。

私どもの事業、24ページになりますけれども、3の(2)水銀含有廃棄物適正処理推進事業ということで、27年度に専門家の皆様の検討会での提言を受けまして、市町村とか事業者向けに研修会とか、または処理事業者を登録する制度とかを来年度からちょっと動かそうというふうに思っておるところですが、残念ながら、この災害時におきましては、いろいろと、蛍光灯ですとか、そういったものが多分かなり破損しただろうと思っておりますけれども、この水銀に絞った形の対策というのは、残念ながらとってはおりません。

○溝口幸治委員 ちょっと関連してですけれども、災害廃棄物の処理の調整ということで、発災当初から非常に大きな仕事なんですけれども、市町村と調整をしてやっていくということで、まずはそれをしっかり片づけていくということで頑張っていたいておりますが、今例えば私の地元でちらっと聞く話が、うちの産廃処理施設に熊本市内あたりから持ってこられて処理をされると。やっぱり予想以上のものが入ってくるので、今度はそこが地元の産廃のものを受け入れられなくて、よそに持って行ってくださいということで、今度はうちからよその地域に持っていかざるを得ないというのが出ているということだったので、これは人吉、球磨に限らず、ひょっとしたらそういうのがあるのかなと思うんですけど、これはまさに民話ではあるんですが、この辺含めてきちっと調整していかないと、何かちぐはぐですよ。本当は近くで処理すればいいのに、遠くに持っていかなければならないみたいなことになると、やっぱりコストがその分またかかってく

るので、この辺の実態が、今私が言っているのが、そんなに量的にないものなのか、それともそういう話も入っているのかということも含めて、その辺の何か調整というのが県でできるのかどうか。

○久保循環社会推進課長 今溝口委員がおっしゃった話は、私も少々聞き及んでおります。熊本市で処理する受託事業者のほうからの依頼を受けて、人吉球磨郡で、従来は産業廃棄物を地域のものを処理しておられた事業者が、かなりの量を受け入れるために、いわゆる処分場の残量もかなり減ってきておるものですから、地元の産業廃棄物そのものの受け入れがなかなか難しいと。それに対して、保健所のほうあたりにいろいろと、どうにかできないかというような御相談をいただいているという話は聞いております。

委員おっしゃるとおり、あくまでこれは民間、民間同士の取引の話でもあるんですが、確かに今までよりもより外の地域に、例えば人吉、球磨であれば、宇城あたりに持っていかなざるを得ぬような状況があると思えますけれども、そういったところに運送する経費とかがちょっとかさんでくるというような話が当然出てまいります。

これについては、まあ民民でありながらも、従来どおり地元のおつき合いを大事にするような形でお考えいただけないかというような形で地元の業者に話はしておりますけれども、何らかの法的な裏づけをもってそれを調整するとかいうようなところまでは、ちょっと難しいのかなと思っておるところでございます。

○溝口幸治委員 何というか、特効薬があるわけじゃないと私も思っていますが、やっぱり災害によって、あの震災によってこういう状況も出ているので、お互いこの辺情報を共有しておきながらきちっと対応できるとこ

ろ、あるいは、ちょっとよくわかりませんが、例えば仮置き場とか、そういうものが何か柔軟に設置できたりとかですね。

まあ、いろいろちょっと現場とも協議をしていただいて、私も保健所からまだしっかり情報をとっていませんので、ただ、人吉、球磨だけなのか、ほかの地域もあるのかというのはどうなんですか。

○久保循環社会推進課長 ほかの地域からは、まだ話は聞いておりません。

○溝口幸治委員 やっぱり遠いからですかね。うちあたりが遠いからかもしれないけれども。

○久保循環社会推進課長 たまたま一番遠いから、逆に処分場として空いていたといえますか、そういうことで熊本市の業者のほうから声がかかったんだろうというふうに聞いております。

○溝口幸治委員 わかりました。しっかりまた私も情報収集しますので、意見交換していきたいと思います。

○藤本水俣病保健課長 水俣病保健課でございます。

先ほど岩中委員から御質問があった件でございます。資料の8ページでございます。

3の(2)の胎児性・小児性患者等の地域生活支援事業について、何人ぐらい対象はいるのかということで御質問ございました。

この事業は、平成18年度から開始されておりました、平成18年4月1日現在で、65歳未満の方が対象でございます。現在50数名がいらっしゃると思いますが、本年度利用されているのは、そのうち30名程度ということでございます。

○岩中伸司委員 ありがとうございます。

○西岡勝成委員 さっきの水銀の話だけでも、こういう災害時にいろいろな有害物質、例えば冷蔵庫のフロンガスとかそういうもの、こんなに大量に倒壊した場合、いろいろな有害物質が家庭の中にあると思うんですけども、この辺の対策というのはまた別に考えていかないと——アスベストは、またそれなりのやり方があるんでしょうけれども、いろいろな家庭内にはちゃんと処理しなくちゃならぬものがあると思うんですね。そういう処理の仕方も、やっぱり今後はこういう大震災があった場合、考えていかざるを——もう災害だからしょうがないみたいな感じではできない部分もあるんじゃないかと思うんですけども、その辺はどうですか。

○久保循環社会推進課長 発災当初には、確かにおっしゃるとおり、いろんなものが出ました。いわゆる便乗ごみとか、通常では出さないような、農家からは農薬とかが出てきたり、おっしゃるとおり、フロンを含むような、そういったものについても出てきております。

ただ、これは、通常法律の中では、それなりのルートに乗って処理しなきゃいけない、危険物とか、そういったものとなっております。それが、意味、発災時で少しモラル的に低下して、もうどんどん出せというようなことになってしまったのではないかなというところがございます。

そこ付近につきましては、先ほど御説明しましたけれども、市町村と、今後の災害時の処理体制の強化とか、そういった周知啓発といったものについては、来年度、しっかり協議をした上で、市町村側にもいろんな対応をとっていただくということで考えておまして、そういった危険物が、災害時であっても、人の安全とか命にかかわらないような、

そういった体制をぜひ今後もとっていくように考えていきたいと思っています。

○西岡勝成委員 考えてください。

○成富環境局長 ちょっと補足させていただきますと、確かに危険物等が発災当初出ました。ただ、国の指導とか、県も指導して、危険物とかなんとかにつきましましては、きちんと分別するように業者と市町村に徹底してまいりましたので、基本的にはきちんと分別をされて、一次仮置き場とか処分場に持っていかれるように徹底していったのが、今度の災害時のやり方でございます。

以上でございます。

○溝口幸治委員 17ページの環境保全課の保環研の機器更新の整備事業ですね。

保環研は、災害のときには被害もあったのかもしれませんが、その後の対応と、あと、この更新の金額は、保環研から要望があるものの大体どれぐらいの割合カバーできているのか。

というのが、私も何度か保環研に行かせていただいて、あそこは非常に地味なというか、なかなか目立たないんですけども、非常に県にとっては重要な機器がたくさんあるなと思いました。加えて、機器が、何か我々が想像している以上に一つ一つが高額なので、100%というのはなかなか難しいでしょうけれども、やっぱり継続的にきちんと機器の更新をしていくべきじゃないかなという観点からの質問です。

○川越環境保全課長 保環研につきましては、まず地震の災害があったときには、保環研の中で配管が破損して機器の上に、ちょうど高額な機器の上に水が垂れてきたというような事例もあるにはあったんですけども、その辺につきましても、発災後1カ月程度で

もとに戻ったという状況でございます。

それと、機器の更新につきましては、委員おっしゃるとおり、1つの機器が、安くても数百万、高いのは数千万というような機器でございます。保環研の検査データによりまして、例えば、そのデータに基づいて、法律の基準に違反しているかどうかというような行政処分をかける根拠ともなりますので、保環研の機器はきちんと更新をしていくという形で計画をしております。

その中で、やっぱり重要性の高いもの、それと、ある程度長く使っているけれども、補修をしながら使えるもの、それと機械によってはもうパーツがないと、古くてパーツがありませんと、補修できませんというようなものもございます。その辺も、計画的に更新していくために、向こう5年間、10年間の大ざっぱな更新計画というのを立てております。それに基づいて予算の申請をしていくという形をとっております。

○溝口幸治委員 たしかここには有資格者というか、いろいろな方たちがいらっしゃるの、その方たちのモチベーションが落ちない程度にきちんと整備をしていかないと、やっぱり今民間からとかという話もあるでしょうから、その辺はしっかり保環研さんと情報交換しながらですね。まあ、震災があったから厳しくなったとかとならない程度に、しっかり機器の更新はやっていただきたいというように思います。

以上です。

○内野幸喜委員長 ほか質疑ありませんか。

○末松直洋委員 20ページの自然保護課の3の(3)、特定外来生物スパルティナ属の駆除に要する経費が1,200万ほど予定してありますけれども、私の地元でも、見たことがないような植物が河口際に植わっているというこ

とを聞いておりました。このもとはどこから来たんですかね。

○中尾自然保護課長 このスパルティナというのが、全国で名古屋に次いで2例目でございます、その経路は全く今のところわからないという状況でございます。

名古屋につきましては、一応既に22、23年ぐらいに処理は終わっておりますけれども、残りは当県だけでございまして、頑張って処理していきたいと思っております。

原産地はアメリカ、中南米でございます、これはイネ科の植物で、アシですね。繁殖力が強くて、種でも行きますし、普通の葉っぱとか根でも飛散していきますので、非常にやっかいなものであるというように認識しております。

○末松直洋委員 そのイネ科のアシ、ヨシですか、淡水でも海水でも育つんですかね。

○中尾自然保護課長 これが、要するに河川と海の交わる付近でございまして、特に河口付近の流路を変えたり、それから干潟を完全にだめにしてしまうという状況でございます。

○末松直洋委員 駆除するということでもありますけれども、駆除の方法はどうなんでしょう。焼却とか埋設とかいろいろありますけれども、どんな方法で予定されておりますか。

○中尾自然保護課長 現在は、当地に穴を掘りまして、埋めるということで処理しております。これは、持ち出しますと、結構お金がかかりますし、また、飛散する危険性もありますので、当地に穴を掘りまして、そこに埋めるということをやっております。

○末松直洋委員 海底面をちょっと掘って埋

め込んでしまうということですね。わかりました。

○内野幸喜委員長 ほか質疑ありませんか。

○磯田毅委員 きょうは、なぜか中尾さんだけに質問が集中していますけれども、私もちよっと鳥インフルのことでですね。

私は、実際に経験したことで、ことしの正月だったと思いますが、野鳥が道路の真ん中に死んどったんですね。これはもしかしてという何かの事例があって、どこに電話しているのか考えたんですけども、ちょうど正月ということで、警察はあいとるどなと思っ、警察に電話しました。その後連絡もなかったですけど、多分大丈夫だったと思いますけれども、こういう鳥インフルの早期発見って、南関は非常にうまくいって、全国の中でも注目されるような好事例だったと思いますけれども、そのためにも、1つは、民間の人たち、県民の人たちのそういう関心といいますか、そして監視ですね。そういう中で、野鳥の死骸があったときの連絡の仕方とか、県民に対するそういう通報、そういった面での啓発というのはどういう状況で、今回、通報がどのぐらい、そしてどこにあったのかお聞きしたいと思いますけれども。

○中尾自然保護課長 まず、普及啓発につきましては、関係市町村、もちろん県のホームページにも載せておりますけれども、市町村等にもお願いしておりますし、それにつきましては、一応24時間体制でどこに連絡してもつながると、対応できるという体制はとっております。

委員おっしゃいますように、警察でもオーケーでございますけれども、基本的に県のほうで受けると。あるいは、その市町村から県にも入ってまいりますので、県警なり、市町村、県、どこでも連絡していただければつな

がると、対応できるという体制はとっておるという状況でございます。

○磯田毅委員 今回の南関の事例から、どれぐらいの通報があったのか、そういうのはわからない。

○中尾自然保護課長 手元にデータがございませんので、済みませんが、後でよろしいでしょうか。

○内野幸喜委員長 ちょっと済みません、私も、今ちょうど鳥インフルの件が出たので。

原則、これは現地で埋却ということですね。埋却処分と、埋めるということですね。殺処分した後、現地で、その場で。

それで、地下水に依存している地域なんですね。地下水に依存している地域、南関の場合は。そうしたときに、これは定期的にやっぱり地下水の検査とかというのはやる方向であるわけですね。そこをやっぱり非常に地元の方は心配されていらっしゃるんですよ。これは、だから環境保全課になるんですかね、どうなるんですか、ここは。そっちはどうなるんですか。済みません。

○川越環境保全課長 まず、鳥インフルの鳥の処理には、埋却処理ともう1つ、本来は焼却処理というのがございます。できれば、地下水のほうを見ている環境保全課サイドから言えば、できれば焼却のほうが望ましいんですけども、なかなか焼却するのは難しいというようなことで埋却処理をされていると。

2年ぐらい前だったですか、人吉のほうで鳥インフルが出たときに、埋却されたところの近くの地下水の水道管理者のほうから、部落のほうから、地下水の調査をできないかというような話等もございまして、そのときは、部落のほうでも定期的にやっておられる、それと町のほうと県のほうといいます

か、鳥インフル絡みの農政サイドのほうで、交代交代で地下水の調査をしたということでございます。

ただ、もう1点申し上げておきますと、鳥インフルのときに使う消毒剤等、消石灰あたりを結構まくんですけれども、消石灰は、そんなに地下水に悪くつするようなものじゃないといえますか、場合によっては食品添加物としても使われているようなものでもございますので、そう影響はないと思っております。

○中尾自然保護課長 野鳥に関しまして、鳥インフルにつきましては、検体を回収した分につきましては、全て回収しまして、次の検査機関に持っていったり、あるいは全て焼却処分しますので、埋めはございません。

○内野幸喜委員長 わかりました。

ほか質疑ありませんか。

○溝口幸治委員 26ページ、くらしの安全推進課。

少年保護育成条例実施事業の中で、少年保護育成条例に基づく運用というところがありますが、たしか要望書もあったと思いますけれども、有害図書がコンビニなんかで見えるように出してあって、そういうのをちゃんとやってほしいという話があったり、有害図書をしっかりもうちょっと取り締まってほしいとか、インターネットで氾濫する性描写をしっかりと取り締まってほしいとかいう話があるわけですが、私の結論からいくと、これは表現の自由とか言論の自由とかいろいろおっしゃる方もいらっしゃるのですが、非常に難しいので、やっぱり法律がきちんと一本ないと、なかなかこれ以上の対応はできないというのが私の本心です。

というところで、この条例でどこまでできるのか。たしか私の知るところでは、有害図

書なんかは、県のほうからコンビニの協会なんかをお願いをして、できるだけ青少年の目に触れないように努力をしてくださうというお願いなんかもやられていると思いますが、その辺もうちょっと詳しく、この条例でどこまで皆さん方がやっていらっしゃるのかというのを説明をお願いしたいと思います。

○猿渡くらしの安全推進課長 県のほうでは、県の少年育成条例に基づきまして、いわゆるわいせつとか粗暴とか、そういう残虐性のある書物とかDVD、そういったものに関しては、県の青少年問題協議会の中で、実際に現物を委員の先生に見ていただいて、有害図書と指定をいたします。有害図書として指定したものについては、これは、少年に対して販売と、自販機の収納等も禁止をされますし、違反すれば罰則規定も設けられているのが今の県の条例ということになります。

委員がおっしゃいましたように、以前、コンビニ等で販売される図書、成人向けの雑誌になると思うんですけれども、こういったものが、ちょっと表紙あたりがそういったものに該当するんじゃないかというような意見もございまして、県のほうとしては、条例の中では、まずそういう成人雑誌につきましては、他の書と区別して、成人コーナーというのを設けて、なおかつ、例えば中が見れないようにひもでくくるとか、あとテープを張るとか、ビニールをかけるとかということも、条例の中では、規則の中でうたっております。

そういったことになっておりますので、例えばそういった形で話があったときは、係のほうで現地を調査いたしまして、実際そういう状況があれば、細かく指導をするというような形で今やっているところでございます。

○溝口幸治委員 非常に難しい、ぎりぎりのところの雑誌なんかはたくさんあるんです

ね。ですから、オリンピックまでに、恐らく諸外国からすると、日本は相当その辺は緩いんだというような話も聞いていて、オリンピックまでの大きな国家的な課題だというふうに思いますので、県として、この条例で対応できるところはしっかりやっていただきたいと思っておりますけれども、これは最後は多分、言論の自由とか表現の自由と言われ出すと、憲法の問題とかにもなってくるので、本当にやっぱり国でしっかりやっていただくことが一番適当かなと思っておりますけれども、引き続きよろしく願いをしておきます。

○猿渡くらしの安全推進課長 わかりました。

○溝口幸治委員 続いて、いいですか。

○内野幸喜委員長 どうぞ、溝口委員。

○溝口幸治委員 31ページ、男女参画・協働推進課の1、男女共同参画学習促進事業で、中高生向けの学習資料等の作成、配付に要する経費ということで上がっておりますが、この中高生向けの学習資料はどこが作るのか。どういうところと、例えば教育委員会と連携して作るのか、あるいは民間に丸投げをするのか、その辺と、この配付はどの程度、中高生と書いてありますから、県内全部やるのか、それともどの程度なのかということをお教えいただきたいと思っております。

○守山男女参画・協働推進課長 男女参画・協働推進課でございます。

作成は、大体2～3年置きにつくっております。男女課と教育委員会、それと学校現場の方たちにも入っていただきましたワーキングチームをつくりまして、そこで原案をつくって作成をしております。

それから、配付につきましては、大体中学

1年生、それから高校1年生、県内全校の新生入生を対象に配るように、以前は3月の末に配っていたんですけども、学校現場が異動等で混乱するというので、今は4月10日をめぐりに、ほかの副読本と一緒に先生たちに配っていただいて、活用していただけるような形で、全中高にお送りしています。

○溝口幸治委員 いい資料ができることを望んでいますが、学校現場、それから教育委員会、皆さん方の課とでしっかりつくっていただいて、やっぱり部でしっかりチェックをして、世に出していい資料なのかどうかというものを、教育委員会等も含めて、上のほうでしっかり判断をしていただいて、場合によっては委員長や副委員長も確認をしていただいてゴーサインを出していただくということなので、どこに出しても誤解を与えないような、しっかりつくっているな熊本県はと言われるような資料にぜひやっていただきたいというふうに要望をしておきます。

以上です。

○守山男女参画・協働推進課長 ありがとうございます。

○内野幸喜委員長 ほかにありませんか。

○中尾自然保護課長 先ほど磯田委員から御質問ありました、鳥インフルに関する調査件数でございます。

昨年の28年11月からことしの1月18日現在でございますけれども、調査を行いましたのは151件、この中で、交通事故等を除きまして、実際に簡易検査を実施しましたのは11件でございます。これは全て陰性でございました。

以上でございます。

○内野幸喜委員長 ほかに質疑ありませんか。

—なければ、これで環境生活部に対する質疑を終了いたします。

それでは、これから説明員の入れかえのため、ここで約10分間休憩いたします。

再開は、11時25分からといたします。

午前11時16分休憩

午前11時21分開議

○内野幸喜委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

それでは、商工観光労働部長から総括説明を行い、続いて担当課長から資料に従い、順次説明をお願いいたします。

○奥菌商工観光労働部長 商工観光労働部関係の議案の概要について御説明を申し上げます。

今回提案しております議案は、予算関係5議案でございます。

平成29年度当初予算においては、県経済の復旧、復興への歩みをさらに確かなものにするため、一般会計で982億6,400万円余、中小企業振興資金特別会計など4特別会計で21億1,300万円余、総額で1,003億7,800万円余の予算を計上しております。

それでは、当初予算の主な内容につきまして、4カ年戦略に掲げる当部の主な取り組みに沿って簡単に御説明いたします。

まず、県経済を支える企業の再生・発展の取り組みにつきましては、グループ補助金の適切かつ円滑な執行に努めるとともに、被災した中小、小規模企業のニーズに対応した資金繰り支援や経営支援に、引き続きしっかりと取り組んでまいります。

また、熊本地震を機にBCPを策定する県内中小企業や団体等を積極的に支援してまいります。

さらに、リーディング企業の創出に向け、県や産業支援機関、大学等が一体となって支援する取り組みを進めるとともに、研究開発

型の企業誘致やIoTを活用した新たなビジネスモデルの構築などにより、成長産業の集積や雇用創出を図ってまいります。

次に、地域資源を生かす観光産業の革新・成長の取り組みにつきましては、熊本観光を牽引してきた熊本城、阿蘇地域が被災したため、新たな観光ルートを設定するとともに、震災で落ち込みましたインバウンド対策として、県内の飲食店や宿泊施設などとの連携を深め、韓国、台湾、香港向けにくまもとの食ツアーの造成、販売促進等を行います。

また、地域を支え次代を担う人材確保・育成の取り組みにつきましては、ブライト企業の普及啓発などにより、県内企業の魅力づくりを進め、県内産業の人材確保、若者の地方定着等を促進してまいります。

次に、世界とつながる新たな熊本の創造の取り組みにつきましては、商品力や営業力を強化することで、県内企業の海外展開を積極的に支援してまいります。

最後に、2019年に開催されます女子ハンドボール世界選手権大会及びラグビーワールドカップの成功は、震災で支援をいただいた国内外の方々に、復旧、復興をなし遂げた熊本を示すまたとない舞台となります。来年度は、施設整備、テストマッチの開催や広報プロモーションを行い、関係機関と緊密に連携しながら、着実に準備を進めてまいります。

以上が平成29年度当初予算の主な内容でございます。

このほか、複数年度にまたがります業務委託等に係る債務負担行為の設定もお願いしているところでございます。

なお、詳細につきましては担当課長から説明いたしますので、よろしく御審議のほどお願いいたします。

○磯田政策審議監 商工政策課でございます。

A4横の説明資料、42ページをお願いいた

します。

まず1段目、労政総務費でございますが、新規学卒者の県内就職率を高めることを目的に、学生や保護者に向け、県内企業、県内就職のPRを行うための経費でございます。

次に、商業総務費、1億4,730万円余を計上しております。現在所属しております職員をもとに算定した給与費を、来年度当初予算に計上しているものでございます。

なお、職員給与費につきましては、この後説明いたします各課も同様でございますので、各課長からの説明につきましては省略させていただきます。

次に、2、商業指導費の(1)BCP策定等推進事業につきましては、熊本地震を機に、その有効性が認識された事業継続計画、いわゆるBCPの策定に向け、研修会の開催やアドバイザーの派遣などにより、県内中小企業等の取り組みを支援するための経費でございます。(2)の商工業企画調整費、(3)の商工観光労働部政策調整事業は、商工観光労働部の施策に関する全体調整、施策推進などに要する経費でございます。

43ページをお願いします。

(4)の商工観光労働部長秘書事務委託事業は、全庁的に導入されております各部局長の秘書事務の委託に要する経費でございます。

次に、中段の大阪事務所費8,000万円余につきましても、職員給与費とともに、大阪事務所における活動、管理運営等に要する経費でございます。

次に、福岡事務所費2,303万円余につきましては、福岡事務所における活動、管理運営等に要する経費や市町村からの派遣職員の人件費に係る負担金でございます。

以上、商工政策課といたしましては、2億5,537万円余をお願いしております。御審議のほどよろしくお願ひ申し上げます。

○原山商工振興金融課長 商工振興金融課で

ございます。

資料の44ページをお願いいたします。

一般会計でございます。

まず、商業総務費でございますが、3,634万円余を計上いたしております。

右の説明欄をごらんください。主なものを説明いたします。

まず、(2)の新規事業、商店街にぎわい創出事業でございますが、これまで商店街に対する支援につきましては、にぎわい創出に向けたハード整備やソフト事業等に対し、市町村を通じて補助を行ってきたところですが、今回、これに加え、商店街における店舗の魅力づくりに向けた専門的なアドバイス等の支援を行うものでございます。これにより、繁盛店づくりなどを後押しし、商店街全体のにぎわい創出につなげてまいりたいと考えております。

次に、(3)の熊本地震に係る都道府県派遣職員負担金でございますが、これは2月補正予算でも計上いたしておりましたが、熊本地震に係る復旧、復興事業を円滑に実施するため、地方自治法に基づき、他の都道府県から職員の中長期派遣を受けるものでございます。

これに伴い、当該派遣職員に係る給与等の経費について、派遣元の都道府県に対し、本県が負担金を支出するものでございます。なお、負担金の8割は、特別交付税で措置されることとなっております。

次に、下段の中小企業振興費でございますが、846億9,729万円余を計上しております。

右の説明欄で主なものを御説明いたします。次の45ページをお願いいたします。

2の金融対策費として820億7,101万円余を計上いたしております。

(1)の中小企業金融総合支援事業につきましては、中小企業向け融資制度に係る既存融資及び新規融資枠1,000億円の運用に必要な貸し付け原資、保証料補助等でございます。

(2)の小規模企業サポート力強化事業につきましては、2月補正で債務負担行為をお願いした事業でございますが、複雑・多様化する小規模企業の経営課題に的確に対応できるよう、商工団体の経営指導に対するOJT等を実施し、商工団体のサポート力強化を図るものでございます。

3の中小企業団体等補助金につきましては、1億3,179万円余を計上いたしております。

主なものは(1)の組織化指導費補助で、中小企業団体中央会に対する人件費、事業費の補助でございます。

4の運輸事業振興助成費につきましては、熊本県トラック協会に対する補助として2億4,095万円余を計上いたしております。

次に、46ページをお願いいたします。

6になります。小規模事業対策費補助でございます。20億9,197万円余を計上いたしております。これは、商工会、商工会議所、商工会連合会に対する人件費、事業費等の補助でございます。

次に、下段の商工施設災害復旧費でございますが、2億8,553万円余を計上いたしております。

右の説明欄をお願いいたします。

これは新規事業といたしておりますが、このうちの一部は、2月補正で債務負担行為をお願いしましたグループ補助金の申請受け付け等に係る業務委託などの執行に要する経費でございます。

加えまして、グループ補助金等を活用した被災中小、小規模企業が今後も持続的に発展できるよう、商工団体を通じて、中小企業診断士等の専門家による経営支援を行うために要する経費をお願いいたしております。

次に、47ページをお願いいたします。

中小企業振興資金特別会計繰出金に23万円余を計上いたしております。これは、特別会計の運用利息を貸し付け事務費等に充当する

ため、特別会計に繰り出すものでございます。

以上、一般会計で850億1,940万円余をお願いしております。

次に、48ページをお願いいたします。

中小企業振興資金特別会計でございます。

まず、中小企業振興資金助成費でございますが、3,418万円余を計上いたしております。

右の説明欄をごらんください。

主なものとしまして、2の事務費につきましては、資金の貸し付けや回収業務に要する経費、また、3の国庫支出金返納金につきましては、国から借り入れた小規模企業者等設備導入資金の貸付金を、事業者からの償還に応じて国に償還するものでございます。

次に、下段の元金、それから、次の49ページになりますが、利子、それから、次の段の公債諸費につきましては、いずれも中小企業基盤整備機構から借り入れた高度化資金の借り入れ分などを同機構へ償還するものでございまして、償還計画等に従いまして、それぞれ所要額を計上いたしております。

一番下段の一般会計繰出金につきましては、高度化資金等の償還金のうち、県負担分を一般会計へ繰り出すものでございます。

以上、特別会計で8億8,251万円余をお願いしております。一般会計と合わせました課の合計は、859億192万円余でございます。

次に、50ページをお願いいたします。

債務負担行為でございます。

まず、中小企業対策融資損失補償でございますが、これは、金融機関が県の中小企業向け融資制度に基づき融資した資金について、信用保証協会が保証債務の履行をした場合、その損失の一部を補償するもので、平成29年度の貸し付け分について、1億2,240万円の債務負担行為をお願いするものでございます。

次の中小企業協同組合等設備投資促進利子

助成でございますが、これは、経営基盤の高度化に取り組む中小企業共同組合等が、経営革新計画に基づく設備投資のために必要な資金を金融機関から借り入れた場合に、利子の一部を助成するものでございまして、1,200万円余の債務負担行為をお願いするものでございます。

商工振興金融課は以上でございます。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○石元労働雇用創生課長 労働雇用創生課でございます。

資料の51ページをお願いします。

まず、労政総務費で1億6,568万円余をお願いしております。

主な事業としましては、説明欄の(3)のくまもと復興人材U I Jターン促進事業についてです。熊本地震からの復興に向けた企業の人材確保や熊本への関心が高まる中でのUターン等の希望者の窓口として、ことし1月に東京と熊本に設置しました熊本県U I Jターン就職支援センターの運営に要する費用を計上しております。

次に、52ページをお願いします。

下段の職業訓練総務費で3億6,545万円余をお願いしております。

説明欄の熊本県職業能力開発校拠点化調査事業ですが、これは、現在熊本市南区幸田にある老朽化しております高等技術専門校を、菊陽町にある技術短期大学の隣接地へ移転し、技術者の人材育成の拠点化を図る検討を行い、基本構想等の作成に要する委託費などを計上するものです。

続いて、53ページの説明欄一番上の3、認定訓練事業費では、在職者を対象とした民間で行っております認定職業訓練に対する運営費助成経費です。平成29年度については、これに加え、認定職業訓練校に対する施設改修工事費の助成として1億6,375万円の経費が、例年に比べ増額となっております。

続いて、資料一番下の職業能力開発校費ですが、11億3,583万円をお願いしております。

主なものとしましては、54ページをお願いします。

説明欄の一番上の3、職業能力開発事業費で10億2,547万円余をお願いしております。

主な事業としましては、(2)の離職者訓練事業で、民間の教育訓練機関等に委託して実施する離職者を対象とした職業訓練の経費として6億2,530万円余、(3)の地域創生人材育成事業で、I Tやコールセンター、建設など、人手不足が深刻な分野等での人材確保、育成のために実施する職業訓練等の経費として2億6,827万円余を計上しております。両事業とも、全額国庫委託金でございます。

次に、55ページをお願いします。

技術短期大学校費で4億4,310万円余をお願いしております。これは技術短期大学校の運営や各種機器整備等に係る経費でございます。

前年度と比較しまして1億7,542万円余の減となっておりますが、これは、説明欄(2)の技術短期大学校教育対策事業において、今年度計上しておりました外壁等の改修工事費の減によるものでございます。

次に、下段の失業対策総務費で5億196万円余をお願いしております。

主な事業としましては、説明欄(2)のジョブカフェ関連事業ですが、水前寺駅ビルのジョブカフェくまもとと各地域振興局に設置しておりますジョブカフェ・ランチの嘱託職員の人件費や運営に要する経費でございます。

次に、56ページをお願いします。

説明欄(3)の戦略産業雇用創造プロジェクト事業ですが、県の産業政策と一体となって、セミコンダクタ関連産業や食品関連産業について、安定的かつ良質な雇用を創出する助成事業等の実施に要する経費でござい

す。平成26年度からの3カ年事業として取り組んでおりましたところ、熊本地震からの復旧、復興のため、事業期間を1年間延長するとともに、観光関連業種の追加を行って取り組むものです。(4)の熊本県ブライ企業推進事業ですが、県内企業で働く従業員が生き生きと働き続けられるよう、県内企業の労働環境や処遇の向上を図るため、ブライ企業の認定やセミナーの実施等に要する経費を計上しております。

以上、労働雇用創生課全体で26億8,913万円余をお願いしております。

続きまして、57ページをお願いします。

債務負担行為でございます。

上段の障がい者訓練委託業務、下段の離職者訓練等委託業務ですが、ともに平成30年度にわたり実施する訓練について、複数年契約とするため債務負担行為をお願いするものがございます。

労働雇用創生課は以上でございます。御審議のほどよろしくをお願いいたします。

○三輪産業支援課長 産業支援課でございます。

58ページをお願いいたします。

まず、表上段の農業総務費でございます。5,031万円余をお願いしております。産業技術センター食品加工室の管理運営や研究開発などに要する経費でございます。

次に、表下段の工鉱業振興費でございます。3億9,889万円余をお願いしております。

主な事業について御説明いたします。

まず、(1)事業革新支援センター事業でございます。8,315万円をお願いしております。くまもと産業支援財団への助成金でございますが、県内企業の新分野への進出や販路開拓などの事業革新を支援するものでございます。

59ページをお願いいたします。

次に、(3)地場企業立地促進費補助でございます。1億3,385万円をお願いしております。地場企業の施設整備などによる新たな雇用創出を促すための助成事業でございます。次に、(5)リーディング企業創出事業でございます。6,752万円余をお願いしております。熊本地震からの復興に向け、県や産業支援機関などが総合的かつ継続的な支援を行い、県経済を牽引する高い付加価値を見出すリーディング企業創出のための支援に要する経費でございます。

60ページをお願いいたします。

(7)自動車関連取引拡大推進事業です。新規事業でございます。344万円をお願いしております。県内企業の自動車関連産業への参入を促進させるための取り組みを行っております企業連携体への助成事業でございます。

次に、計量検定費でございます。4,476万円余をお願いしております。これは、産業技術センター計量検定室の管理運営や、水道、タクシーメーターなど、計量器などの検定、検査などに要する経費でございます。

61ページをお願いいたします。

産業技術センター費でございます。5億2,156万円をお願いしております。

まず、2の管理運営費でございますが、庁舎の管理や試験研究機器の保守、修繕に要する経費について、6,823万円余をお願いしております。

3の試験研究費でございますが、1億2,200万円余をお願いしております。いずれも研究開発に要する経費です。

(1)新規外部資金活用事業は、国や企業などの外部資金を積極的に活用して行う試験研究に要する経費です。国などに採択された場合の最大の金額を計上しており、1億128万円余をお願いしております。

62ページをお願いいたします。

4の技術指導事業費でございます。6,379万円をお願いしております。県内企業の技術

指導などに要する経費や試験研究機器購入に要する経費でございます。

次に、新事業創出促進費でございます。5,070万円余をお願いしております。新技術や新商品の開発、販路開拓への支援、ベンチャービジネスなどの創出支援に要する経費でございます。

主な事業について御説明いたします。63ページをお願いいたします。

まず、(2)ワサモンのまちづくり推進事業です。1,075万円余をお願いしております。県内の若者を対象としたセミナーやビジネスコンテスト開催などの起業促進に要する経費でございます。次に、(3)有機エレクトロニクス産業創出連携促進事業でございます。1,514万円余をお願いしております。有機エレクトロニクス分野の事業化を促進するため、コーディネーターを配置するなどの経費でございます。

商工施設災害復旧費でございます。3億5,779万円余をお願いしております。これは産業技術センターの災害復旧に要する経費でございます。

64ページをお願いいたします。最後の行をお願いいたします。

以上御説明いたしました。産業支援課は、当初予算16億167万2,000円を計上しております。

産業支援課は以上でございます。

○前野エネルギー政策課長 エネルギー政策課でございます。

資料の65ページをお願いいたします。主な事業を中心に説明させていただきます。

まず、計画調査費でございます。

右側説明欄、エネルギー対策費といたしまして8,762万円余をお願いしております。

(1)の電源立地地域対策交付金事業は、水力発電所のある電源立地市町村に対する国からの交付金の交付や、事業の検査、指導に要

する経費でございます。

下段の工鉱業振興費は5,225万円余をお願いしております。

右側説明欄1の工業振興費におきまして539万円余をお願いしております。

(1)の新エネルギー等導入推進事業につきましては、新エネルギーの導入推進、普及拡大に要する経費でございます。

次に、66ページをお願いします。

説明欄2の鉱業振興費として4,686万円余をお願いしております。

(1)の採石指導取締・採石業等育成増進事業につきましては、新規事業といたしまして、採石場の指導監督の強化と採石業者の研修会の開催等に要する経費を計上しております。(2)の阿蘇採石場防災対策事業につきましては、昨年末に終掘いたしました阿蘇採石場に関して、防災上の観点から実施する排水路工事の実施等に要する経費でございます。

次に、下段の新事業創出促進費につきましては、364万円余をお願いしております。これは県民発電所の認証及び設置促進費等に要する経費でございます。

以上、エネルギー政策課、当初予算といたしまして、合計2億2,275万円余の予算をお願いしております。御審議のほどよろしく申し上げます。

○岡村企業立地課長 企業立地課でございます。

説明資料の67ページをお願いします。

一般会計でございます。主なものについて説明させていただきます。

まず、中小企業振興費ですが、説明欄の中小企業振興指導事業費について、1億5,192万円余を計上いたしております。

この産業支援サービス業等集積促進事業は、コールセンターを初めとする産業支援サービス業等に対する補助金と誘致等に要する経費でございます。

次に、工鉱業総務費のうち、説明欄の2、企業誘致促進対策事業費について、39億2,341万円余を計上いたしております。

(3)企業立地促進資金融資事業2億9,886万円余でございますが、新設、増設する誘致企業等に対しまして資金を融資する制度でございます。(4)企業立地促進費補助34億6,818万円でございますが、これは、誘致企業が事業所の新設、増設により一定規模以上の設備投資と雇用増を行った場合に、その実績に応じて補助するものでございます。新年度からは、さらに新規誘致を呼び込むために、研究開発部門でスモールスタートし、将来の成長を期待する企業に対する補助にも新たに組み込んでまいります。

68ページをお願いします。

(6)戦略的企業誘致推進事業1,264万円余でございますが、研究開発部門を含む企業誘致や本社機能移転、グローバル企業等の誘致、本県人材のPR、さらには既誘致企業の人材確保を支援するため、県内の大学や高校と企業とのネットワークづくりを行うための経費を計上しております。(7)戦略的ポートセールス推進事業499万円余でございますが、熊本港及び八代港の利活用を推進するため、荷主企業への働きかけや国際コンテナ航路の誘致に要する経費でございます。(8)国際コンテナ利用拡大助成事業9,927万円でございますが、企業が熊本港及び八代港を利用する場合、荷主企業に助成を行い、利用拡大を図るための経費でございます。(9)フードバレー構想推進企業誘致事業195万円余は、県南地域に食品関連産業等を誘致するための経費でございます。

69ページをお願いします。

高度技術研究開発基盤整備事業等特別会計繰出金ですが、3億9,235万円余は、内陸型工業団地の元利金償還のための特別会計への繰出金でございます。

一般会計では、合計46億2,642万円を計上

いたしております。

70ページをお願いします。

港湾整備事業特別会計でございますが、380万円余を計上しております。

ポートセールス推進事業は、ポートセールスの活動費及び八代港、熊本港それぞれの推進協議会運営に要する経費でございます。

71ページをお願いします。

臨海工業用地造成事業特別会計は、合計1,341万円を計上しております。

説明欄をごらんください。

八代、有明、熊本港のそれぞれの臨海用地の除草などの管理と分譲のための広報に要する経費でございます。

72ページをお願いします。

高度技術研究開発基盤整備事業等特別会計でございます。

このページと次の73ページの1段目は、城南工業団地、臨空テクノパーク、菊池テクノパークなど、内陸工業団地の分譲促進に要する経費及び管理費でございます。

73ページ3段目からの元金と利子でございますが、臨空テクノパーク及び菊池テクノパーク建設に係る起債償還に要する経費でございます。

74ページをお願いします。

2段目、一般会計繰出金2,413万円余でございますが、これは城南工業団地及び白岩産業団地に係る一般会計からの貸付金の償還のための繰出金でございます。

高度基盤整備特別会計は、合計で12億1,328万円余を計上しております。

企業立地課としましては、一般会計、特別会計を合わせまして総額で58億5,691万円余を計上しております。

75ページをお願いします。

債務負担行為でございますが、企業立地促進補助金の額が大きなものは補助金の分割交付を実施しており、平成30年度から32年度まで、9億円の債務負担をお願いするものでご

ざいます。

企業立地課は以上でございます。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○永友観光課長 観光課でございます。

説明資料76ページをお願いいたします。

観光費としまして5億2,648万円余を計上させていただきます。

右の説明欄をごらんください。

まず、観光客誘致対策費として3億1,712万円余を計上させていただきます。主なものについて説明させていただきます。

(2)のM I C E等誘致促進事業として1,900万円を計上させていただきます。これは、本県への観光客の増加、熊本の認知度向上に向け、大型コンサートや大規模スポーツイベント、本県を舞台とした映画の制作、ロケなど、県内誘致を進めるための経費でございます。(3)の外国人観光客に対する「おもてなし」向上プロジェクト事業として4,500万円を計上させていただきます。これは、接客業従事者を対象に、異文化理解や語学力向上のためのセミナーを開催し、外国人観光客に対するおもてなし向上を推進するための経費でございます。(4)の「がんばろう！熊本」観光復興事業として9,202万円余を計上させていただきます。これは、熊本地震により失われた観光需要を回復させるため、正確な情報発信を行うとともに、交通事業者や旅行会社とタイアップした各種キャンペーンなど、効果的な誘客に取り組むための経費でございます。

77ページをお願いいたします。

(5)のインバウンド誘致推進事業として3,047万円余を計上させていただきます。これは、外国人観光客の誘客対策として、主に東アジアや東南アジアをターゲットとした旅行博出展や観光説明会等でのPRとあわせ、海外の旅行会社とタイアップした旅行商品造成、販売促進など、国や地域の特性

に合わせた誘客施策を展開するための経費でございます。(6)の新規事業でございます。観光復興会議具現化事業として3,517万円余を計上させていただいております。これは、今年度開催しました観光復興会議で有識者からいただいた観光の創造的な復興の実現に向けた意見を参考に、観光産業を本県の基幹産業として成長させるための基盤づくりのための経費でございます。具体的には、熊本の強みである食を切り口としたインバウンド対策やDMOに関するセミナーの開催、さらには本県のフラッグシップとなるような宿泊施設の誘致など、新たな切り口での観光産業の活性化に取り組むものでございます。

続きまして、3、観光基本計画促進費としまして2,922万円余を計上させていただきます。これは主に観光統計調査や野外劇場アスペクタの管理に要する経費でございます。

4、観光施設整備事業費として1,170万円余を計上させていただきます。これは県内の観光地へ誘導する観光案内標識や観光案内板などの整備を進めるための経費でございます。

以上、観光課当初予算としまして、合計5億2,648万円余をお願いしております。御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○小金丸国際課長 国際課でございます。

説明資料の78ページをお願いいたします。

2段目の諸費につきましては、1億3,244万円の予算を計上しております。

右の説明欄をごらんください。主なものにつきまして御説明させていただきます。

2の国際協力推進費は、ブラジルなどの海外移住者の子弟等を、留学生や技術研修員として県内の大学や事業所で受け入れるための経費です。

次に、3の国際交流推進費につきましては、4,149万円余を計上しております。

主なものとしましては、(1)の事業は、友好提携先である中国・広西壮族自治区、アメリカ・モンタナ州、韓国・忠清南道との友好交流に要する経費、(2)の事業は、広西壮族自治区とモンタナ州との姉妹提携が35周年を迎えるに当たり、記念行事の実施に要する経費、(3)の事業は、国際交流団体に対する助成や一般財団法人自治体国際化協会に対する分担金、(4)の事業は、通訳、翻訳業務に要する経費です。

4の(2)旅券発給事務費3,240万円余は、旅券の審査、作成事務の委託や市町村との書類の移送等に要する経費です。

5の国際化環境整備推進費586万円余は、(1)国際相談コーナー運営費や(2)熊本県国際協会の国際交流活動に対する助成、加えまして、80ページをお願いいたします。(3)北朝鮮拉致問題啓発事業に要する経費です。

次に、2段目の商業総務費につきましては、貿易振興費として9,262万円余の予算を計上しております。

右の説明欄をごらんください。

主なものとしまして、(2)のジェトロ及び県貿易協会に対する負担金、次に、81ページをお願いいたします。(3)の海外展開推進体制整備事業は、県の海外展開及び県内企業の海外進出支援のため、海外展開推進員やコーディネーター、海外ビジネスアドバイザーなど、貿易実務や語学力などの経験とスキルを要する民間人材の設置に要する経費です。次に、(4)の戦略的アジアマーケット開拓事業は、中国、台湾、香港、ASEAN諸国との経済交流の促進及び企業商品のブラッシュアップ等を通して、県内企業の海外展開の支援に要する経費です。(6)の海外展開チャレンジ支援事業は、海外展開を行う県内企業に対し助成を行う事業の経費です。

以上、国際課、合計3億2,680万円余をお願いしております。よろしく御審議のほどお願いいたします。

○柳田くまもとブランド推進課長 くまもとブランド推進課でございます。

説明資料の82ページをお願いします。

まず、計画調査費で4,136万円余を計上しております。

右側の説明欄をごらんください。

開発促進費としまして、(1)のくまモンのイラストの利用許諾業務の委託に要する経費と、(2)のくまモンを活用いたしました県内プロモーションや情報発信等の経費を計上しております。

次に、商業総務費で4億8,687万円を計上しております。

主なものを御説明いたします。83ページの(4)をお願いいたします。

くまもとプロモーション推進事業です。福岡、関西、首都圏及び海外におけるくまモンを活用したプロモーション活動を行い、(5)につきましては、県内を含めたくまモン隊の活動に要する経費を計上しております。次に、(6)では、県内酒造団体と連携し、県産酒の消費拡大のため、商談会やPRの経費を計上しております。次に、(7)でございますが、被災した県内事業者の販路開拓等のため、復興フェアの開催や全国からの数多くの支援の申し出に対応するため、復興支援スタッフを配置する経費を計上しております。

次に、84ページをお願いいたします。

(8)につきまして、ことし4月から5月にかけて、三重で全国菓子大博覧会、大阪では食博覧会と、全国規模の博覧会が2つ開催されます。この機会に県産品の認知度向上や新たな販路開拓を行うとともに、熊本地震からの復興をアピールするため、県産品の出展に要する経費を計上させていただいております。

次に、3の伝統工芸振興費ですが、(2)に関しましては、新規事業でございます。伝統工芸館内のサインや工芸品のパンフレット

を、英語、中国語、韓国語に多言語化するための経費を計上しております。

続きまして、工鉦業総務費で457万円余を計上しております。

熊本産業展示場施設機能維持事業として、いわゆるグランメッセ熊本の展示ホール等へのWi-Fi整備に要する経費を計上いたしております。

次に、85ページをお願いいたします。

工鉦業振興費として5,005万円余を計上させていただきます。これはグランメッセ熊本の4月から6月までの指定管理委託に要する経費を計上させていただきます。

最後に、商工施設災害復旧費として7億2,939万円余を計上させていただきます。

(1)では、平成30年度に実施予定の伝統工芸館の屋根や外部改修に係る設計費を、(2)では、グランメッセ熊本の展示ホールに係る復旧工事に要する経費を計上させていただきます。これは、2月の先議で入札残を減額補正し、繰り越しを認めていただいたものです。引き続き、7月の全館オープンに向け、耐震強化を含め、しっかりと進捗管理をまいります。

くまもとブランド推進課は以上でございます。御審議のほどよろしくをお願いいたします。

○水谷国際スポーツ大会推進課長 国際スポーツ大会推進課でございます。

資料86ページの説明欄をお願いします。

2の観光客誘致対策費として16億1,610万円余をお願いしております。

このうち(1)の2019女子ハンドボール世界選手権大会推進事業には、パークドーム熊本など計4会場の仮設席や諸室整備などの基本設計、競技の普及や大会の機運醸成のためのテストマッチの開催やプロモーション活動な

どに要する経費として7,184万円余を計上しています。(2)のラグビーワールドカップ2019推進事業には、14億8,145万円余を計上しています。主な内容は、会場となる熊本総合運動公園陸上競技場の整備費です。チーム更衣室の改修、ドーピングコントロール室の設置、照明の高照度化などに引き続き取り組みますとともに、来年度は、新たに座席の改修、2基目の大型映像ビジョンの設置、トイレ改修などを行うこととしております。

いずれも、2019年のワールドカップの開催基準に合致するよう整備をするもので、大会の1年前までの整備が求められておりますので、この分として、今回、約10億円と大きな額となっております。また、6月10日の国際テストマッチの開催、プロモーション活動などもあわせて行うこととしております。

(3)は、東京オリンピック・パラリンピックのキャンプ地誘致に向けた活動などに要する経費として3,091万円余を計上しております。(4)は、国際スポーツ推進事業として3,190万円余を計上しております。これは国際スポーツ大会に向けた機運の醸成や次の世代に残すレガシー創出のための活動などに要する経費でございます。

以上、1の職員給与費と合わせますと、国際スポーツ大会推進課合計で16億8,480万円余をお願いしております。御審議のほどよろしくをお願いいたします。

○内野幸喜委員長 以上で執行部からの説明が終了いたしました。

ここで、昼食のため休憩したいと思います。

再開は、午後1時からとさせていただきます。よろしく申し上げます。

午後0時3分休憩

午後0時58分開議

○内野幸喜委員長 それでは、休憩前に引き

続き会議を開きます。

次に、企業局長から総括説明を行い、続いて関係課長から説明をお願いします。

○五嶋企業局長 企業局でございます。

議案の説明に先立ちまして、企業局が所管しております3事業の最近の経営状況等について御報告申し上げます。

まず、電気事業でございますが、荒瀬ダム撤去事業につきましては、今年度、堤体左岸部の撤去と導水トンネルの埋め戻しなどを行っており、河川内の構造物はほとんど姿を消しております。来年度は、撤去の最終年度となりますので、引き続き安全や環境に配慮しながら、撤去事業を着実に進めてまいります。

また、主力発電所でございます市房、緑川の4つの発電所につきましては、老朽設備の更新による電力の安定供給を図るとともに、再生可能エネルギーの固定価格買い取り制度、いわゆるFITを活用しまして、経営基盤の強化を図りたいと考えております。市房発電所につきましては、平成31年10月末完成、緑川発電所につきましては、平成32年度末の完成を目標に、現在、発電機の製作等に取り組んでおります。

次に、工業用水道事業につきましては、有明工業用水道事業の老朽化した主要設備につきまして、順次更新を行っており、八代工業用水道の導水管の更新、いわゆる耐震化でございますけれども、今年度末で完了する予定でございます。引き続き、未利用水の解消に努めますとともに、工業用水道施設整備の計画的な更新、維持管理に取り組んでまいります。

最後に、有料駐車場事業でございますが、利用者サービスのさらなる向上と経営の効率化のため、今年度から指定管理者による運営に移行しました。そのやさきに熊本地震による施設被害を受け、休業を余儀なくされまし

たが、応急復旧工事を行い、安全が確認できましたことから、5月末に営業を再開しております。現在、本格復旧のための設計を行っており、来年度には工事を行い、復旧を完了する予定です。

それでは、今回御提案申し上げます議案の概要について御説明申し上げます。

今回提案しております議案は、平成29年度熊本県電気事業会計予算など、予算関係3議案でございます。

説明資料の87ページをお願いいたします。

平成29年度当初予算総括表をごらんいただきたいと思っております。

電気事業、工業用水道事業及び有料駐車場事業の3事業会計の当初予算についてまとめた総括表でございます。

まず、電気事業の収益的収支につきましては、収入としまして16億9,200万円余、また、支出としまして、荒瀬ダム関連費を含めまして16億6,300万円余で、損益としまして2,800万円余の利益を見込んでおります。

次に、工業用水道事業の収益的収支につきましては、有明、八代及び苓北の3工業用水道で、収入としまして10億9,200万円余、また、支出としまして11億7,600万円余で、損益としまして8,300万円余の損失を見込んでおります。

最後に、有料駐車場事業の収益的収支につきましては、収入として1億3,400万円余、また、支出としまして1億円余で、損益としまして3,300万円余の利益を見込んでおります。

このほか、電気事業会計におきまして、集中監視制御システムの更新、緑川第二発電所のある船津ダムの堆砂対策の検討業務、それと市房発電所の発電設備等更新に係る債務負担行為の設定をお願いしております。

このほか、その他報告事項としまして、荒瀬ダム撤去工事等の進捗状況につきましても御報告させていただきます。

詳細につきましては、次長から説明いたしますので、御審議のほどよろしくお願ひ申し上げます。

○福島企業局次長 企業局におけます当初予算の内容について御説明いたします。

説明資料の88ページをお願いいたします。

電気事業会計の収益的収支でございます。

収益的収入は16億9,200万円余でございます。内訳は、右の説明欄をごらんください。

電力料金収入15億9,900万円余のほか、受け入れ利息、雑収益及び長期前受け金戻入となっております。

支出は16億6,300万円余でございます。内訳は、職員給与費、維持運営費、減価償却費等のほか、荒瀬ダムに関連します消費的な費用といたしまして、フォローアップ委員会等の開催経費など、1,900万円余を計上しております。

損益につきましては、2,800万円余の利益を見込んでおります。

資料の89ページをお願いいたします。

資本的支出でございます。

まず、建設改良費について御説明申し上げます。右の説明欄をごらんください。

1の荒瀬ダム関連費として9億6,500万円余を計上いたしております。主な内容といたしましては、工事費等として、ダム本体等撤去工事、ダム上流の浸水対策として実施いたします道路のかさ上げ工事及び路側構造物の補強など、8億9,500万円余でございます。

このほか、事業を実施するに当たりまして、一般会計等に支払う負担金として3,300万円余、荒瀬ダムに従事する職員の給与費として3,600万円余を計上しております。

なお、荒瀬ダムの撤去工事につきましては、平成29年度で完了する予定でございます。

次に、2の4発電所リニューアル事業等でございますが、主力発電所でございます市房

第一、市房第二、緑川第一、緑川第二の4発電所のリニューアル事業に係る水車発電機等更新工事や建築物の改修工事等、16億7,200万円余を計上いたしております。

なお、建設改良費に係ります財源につきましては、荒瀬ダム撤去に係ります国の交付金が1億8,000万円余のほか、企業債による借り入れ16億9,400万円などを予定しております。

また、これらの建設改良費のほか、企業債の元金償還金や他会計への繰出金などを合わせ、合計30億6,900万円余をお願いしております。

資料の90ページをお願いいたします。

債務負担行為の設定でございます。

平成29年度に契約を予定しております各発電所を発電総合管理所で監視いたします集中監視制御システムの更新費用といたしまして、平成30年度から平成32年度までの3年間で5億7,800万円余、船津ダムの堆砂対策の検討委託費といたしまして、平成29年度から平成30年度までの2年間で6,000万円、また、先ほど御説明いたしました、市房発電所の発電設備等の全面更新に伴います関連工事の設備等更新費用といたしまして、平成29年度から31年度までの3年間で、29億7,500万円余の債務負担行為の設定をお願いしております。

次に、資料の91ページをお願いいたします。

工業用水道事業会計の収益的収支でございます。

収益的収入は10億9,200万円余でございます。内訳は、右の説明欄をごらんください。

有明、八代、苓北の各工業用水道事業の給水収益4億7,700万円余のほか、施設を共有しております福岡県などからの受託管理収益、一般会計からの補助金及び長期前受け金戻入等となっております。

支出は11億7,600万円余でございます。内

訳は、職員給与費、維持運営費、減価償却費等でございます。

損益につきましては、8,300万円余の損失を見込んでおります。

続きまして、資料の92ページをお願いいたします。

資本的支出でございます。

建設改良費といたしまして、有明工業用水道の汚泥処理装置内のポンプの取りかえや八代工業用水道の共同施設でございます汚泥処理施設の更新設計に係ります負担金で、合計1,000万円余を計上いたしております。

このほか、企業債の元金償還金、長期借入金償還金、予備費を合わせまして、合計7億4,500万円余の計上をお願いしております。

なお、前年度に比べまして予算が大きく減少しておりますけれども、これは、さきの国の経済対策補正予算に伴いまして、29年度に予定しておりました工事を平成28年度に前倒ししましたことや、八代工業用水道の導水管耐震化工事が完了したことによるものでございます。

資料の93ページをお願いいたします。

有料駐車場事業会計の収益的収支でございます。

収益的収入は1億3,400万円余で、内訳は、右の説明欄の指定管理者からの納付金収入1億1,600万円余のほか、商工団体からの負担金収入や長期前受け金戻入等となっております。

支出は1億円余でございます。前年度と比べて増加いたしておりますが、これは熊本地震に伴います建物被害の復旧費用を特別損失として計上したことによるものでございます。他は、職員給与費、維持運営費、減価償却費となっております。

損益につきましては、3,300万円余の利益を見込んでおります。

次に、資本的支出でございます。

防犯カメラの設備更新に伴う建設改良費と

して2,300万円余を計上しております。

企業局は以上でございます。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○白濱労働委員会事務局長 労働委員会事務局でございます。

今回提案しております平成29年度当初予算につきまして御説明申し上げます。

説明資料の94ページ、最後のページをお願いいたします。

当委員会の予算は、委員会費と事務局費で構成されております。

まず、委員会費についてでございますが、委員15名の報酬2,600万円余を計上しております。

次に、事務局費でございますが、事務局職員9名に係る職員給与費6,900万円余及び労使紛争の審査、調整、あっせん等を行うための運営費530万円余を計上しております。

以上によりまして、当委員会の予算総額は1億100万円余となっております。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○内野幸喜委員長 以上で商工観光労働部、企業局及び労働委員会の説明が終了いたしましたので、質疑を受けたいと思います。

質疑を受けた課は、課名を言って、着座のまま説明をお願いいたします。

まずは、商工観光労働部関連での質疑に入りたいと思います。

質疑ありませんか。

○高島和男委員 資料の46ページで、商工振興金融課の中で小規模事業対策費補助ということで、商工会議所、商工会連合会に、人件費を含めてということであつたと思うんですけども、これは人件費に関してちょっとお尋ねなんですけど、前年度と比べてどんな状況でしょう、プラス、マイナス。

○原山商工振興金融課長 28年度に比べまして、約2,100万円アップというような状況でございます。

○高島和男委員 そのアップの2,100万円というのは、要望があった、あるいは何らかの対価としてアップしたということでしょうか。

○原山商工振興金融課長 給与改定分がございまして、昨年度上がった分が今回の予算に反映されているというような状況で上がっております。

○高島和男委員 わかりました。

実は、商工会の職員の方でございますけれども、持続化補助金であったりとか、この時期になると確定申告であったりとか、いろいろ業務が多い中であって、昨年の熊本地震の例のグループ補助金に関する業務というのが新たにどんと来て、非常に商工会の職員さんとしては、かなりハードな業務内容になっているようなんですね。

そこで、商工会連合会あたりから、人員の拡充であったりとか、そういう要望的なものというのはこちらにはないんですかね、話としては。いかがでしょう。

○原山商工振興金融課長 地震によるものももちろんですし、かねてから人員増の要望というのは確かにあるんですけども、大きな流れとしまして、もともと経営指導員というのは、小規模事業者数に応じて人数が配置されるという仕組みになっておりまして、今熊本県全体の小規模事業者数がだんだん減ってきている。これは全国も同じですけども、そういう中で、現実的に増員というのがなかなか対応しにくいところがございます、その御要望にはちょっと今のところ応えられて

いないというのが実態でございます。

○高島和男委員 確かに、事業者数としては、これだけあんまり景気が上向きづらい中で減っているというのはわかるんですけども、これは地域によって随分異なる事情があるんじゃないかと思うんですね。確かに、減っている地域もあれば、逆にふえている町村といますか、町もあるかと思うんですけども、そこら辺はどんなふう考えていらっしゃいますか。

○原山商工振興金融課長 商工振興金融課でございます。

事業者数がふえているところもあれば、減っているところも確かにありますので、それに応じて配置数を変えるかという問題はありますけれども、逆に事業所が減っているところを即職員を減らしていいかというのと、逆に、やっぱり地方創生とかなんとかを展開していく中で、単純に職員を減らしていいのかというのはなかなか難しい問題でございます。全体としてどうバランスをとっていくかというのは、ちょっと今後の検討課題かなというふうに思っております。

○高島和男委員 課長おっしゃるように、私は、減っているところからこっちに回せとかいうことをさらさら言うつもりはございませんので、全体的な総数というか、そこいらも、できればやっぱり商工会連合会あたりと相談といますか、連携をとりながら、ある程度全体枠というのも見直す必要があるんじゃないかなと思いますので、ぜひ検討をしていただければと思います。要望です。

○内野幸喜委員長 ほかにありませんか。

○岩中伸司委員 54ページ、労働雇用創生課。

職業能力開発事業費の(2)離職者訓練事業で6億円云々ということなんですけど、これは具体的にはどういう内容ですかね。ちょっと説明していただきたいと思います。

○石元労働雇用創生課長 離職者訓練と申しますのは、離職者としてハローワークを訪ねてこられた方に、ハローワークの指示によって、民間の活力を生かしているような職業訓練をやっていただくことで、次の仕事を、こういう職業訓練をやって技術を身につけていただくという仕事がありますよということ、実際雇用保険をもらいながら訓練をやっていただく、それで次の仕事についてもらうというような仕組みの事業でございます。

○岩中伸司委員 具体的には、民間の事業所で仕事について、そこで腕を磨いていくということになるって、具体的には、何かそういうので進んでいくというような例はありますか。

○石元労働雇用創生課長 民間の訓練機関というのは、実際パソコンの研修であったり、そういったことを行われているところに委託を行って訓練をしていただくというようなイメージでございます。

○岩中伸司委員 そうしたら、昔で言う職業訓練所じゃないけど、今具体的にパソコンの話が出たんですが、パソコンでは、あちらこちらでそういう教室が開かれていますよね。1つは、そういう訓練のやり方、ほかには特に例でありますか。

私が思うのは、若い人とか仕事を探している人で、なかなか仕事につかないという人が私の周りにもいるんですよ、30代ぐらいで。もっと働く意欲が出て——そういう人の場合は、以前だと、例えば失業対策事業とかで土木関係の仕事についたとかあったんですけど

ども、何かそういう雇用の場が、単に訓練じゃなくて、ここで担当が違つかもしれませんが、やっぱりそういう失業対策事業で自治体として何かできないものかなというのはいつも思うんですけどもね。ちょっと飛躍した言い方ですが。

○石元労働雇用創生課長 まず、国等で行っている離職者の訓練と申しますか、これは多分、今機構という形になってはいますが、ポリテクセンターがございまして、熊本は合志のほうと荒尾にありますけれども、ポリテクセンターでは、ものづくりの旋盤とか、例えば重機の運転の資格とか、そういったものづくり関係を中心にやっておられまして、県のほうの離職者訓練というのは、医療事務であったり、パソコンであったり、そういうソフト関係の訓練のメニューを、役割分担を行って、国と県で訓練の協議会なんかの中で話し合いながら委託訓練をやっていくというのが実情でございます。

○岩中伸司委員 わかりました。そういう訓練を経て、実際、そういう仕事についていくということも含めて見守っていらっしゃるだろうと思いますが、そこら辺は成果としてあらわれているという理解をしいですか。

○石元労働雇用創生課長 最終的に就職した方が何%ぐらいいらっしゃるかというものを、毎年、委託訓練として委託するときに、評価指標としてそこを考慮しております、もちろん、訓練を委託したけれども、全然受講者がいなかったとか、なかなか希望する訓練という形になっていなかったことから、まずどれぐらいの訓練の受講者がいたか、そして、その訓練を受けた結果、どれぐらい就職したかということの実績を評価して、次の年に委託をどうするかということを考えて行っております。

細かい実績というものはちょっと持ち合わせておりませんので、御了承いただきたいと思います。

○岩中伸司委員 わかりました。

とにかく、私のように年とったやつは別として、若い人でやっぱりなかなか仕事についてない人もよく見かけるんですよ、最近は。そういうところを、何か方法はないかなというふうな思いをしているんですけども、ぜひ頑張って仕事をするという、まず仕事をして自分の生活をやっぱりきちっとしていくということで、ややもすると生活保護の部分に走っていく部分が結構多いので、そんなことじゃいかぬなというふうな思いでちょっとお尋ねをしたところです。

○内野幸喜委員長 ほかに質疑ありませんか。

○西岡勝成委員 45ページの中小企業金融総合支援事業、820億という非常に大きな額なんですけれども、これはもちろん震災の影響を踏まえたあれですが、通常は大体どのぐらいですかね。

○原山商工振興金融課長 融資枠でいきますと、昨年度当初で300億円だったですね。ことしは、それが1,000億円というような規模にいたしております。

○西岡勝成委員 ということは、要するに震災対応でかなり金額がふえているということなんでしょうけれども、今の需要といたしますか、要するに制度の活用状況はどうですか。

○原山商工振興金融課長 2月末時点で、全部トータルの融資実績につきましては、1,060億円の融資実績がございます。震災対応だけで約1,000億円近くというような状況になっております。

○西岡勝成委員 それは設備が多いんですか。

○原山商工振興金融課長 9割方は運転資金でございます。震災直後の6月とか7月に、一月200億円を超えるほどの融資が出ていまして、これは、それまでの1年分の実績をはるかに上回るような額が一月、二月で出ています。その後、ずっと落ち着いてきておりまして、今はもう運転資金は10億台に落ちてきています。ですから、来年度、運転資金は落ち着いていくだろうというふうに思っています。

今後、設備資金、グループ補助金等に伴う設備資金、これに対応できる額を今確保しているというような状況でございます。

○西岡勝成委員 すると、返済のピークは、どのぐらいの時期になってくるんですか。

○原山商工振興金融課長 済みません、今ちょっとどの辺がピークになるかは資料をもち合わせておりません。申しわけございません。

○西岡勝成委員 後でもいいですから。

そのほか、いいですか。

観光課、クルーズ船の件でちょっとお尋ねしたいんですが、私も、70隻という、仮に4,000人掛けても28万人。掛けるの——この前聞いたら、1人5万円ぐらいの消費量と。5万円掛けると140億。相当の経済効果が期待されるんですけども、新幹線が開業したときに、熊本のお土産品の13品目か何か選定して、熊本新幹線開業何とかということ、記念にそういうお土産品の選定をやったんですね。

クルーズ船というのは、長旅ですから、その船の中で消費するやつと持って帰れるやつ

と、結構量があっても、船ですから積めるといふ部分もあるんでしょうけれども、熊本県にこれだけ、将来は200隻ぐらい可能性があるというように聞くと、わくわくしてくるんですけども、その辺に対する、商工観光労働部として、農林水産も一緒なんですけれども、船旅に向くとか、そのような販売戦略といいますかね、商品の開発あたりも考えてやったら、まだまだ私は経済効果が出てくると思うんですけども、その辺は、課長でも部長でもいいんですが、総合的に——何しろ28万人というのはすごいですよ、数からすると、70隻で。それが200隻なんてなると、50万人にも幾らにもなってくるわけで、そういうことに対しての戦略をきちっとやっていけば、私はえらいな経済効果が出てくると思うし、また、リピートしてくる可能性も、熊本の魅力を感じてもらえば、次は飛行機で来たり、何かほかの手段で来たり、いろいろな方法になっていくと思うので、この機会をぜひひとつ捉えてほしいと思うんですが、どうなんですか。

○永友観光課長 確かに、70隻、28万人ということで、この前も先議のほうでVRスコープを配付してという話はさせていただきましたけれども、せっかく28万人来られるわけですから、それについて、やはり経済効果を取り込むという部分は必要だと、重要だというふうに認識しております。

やはり、県産品の売り込みとかそういったことも、おもてなしの部分でPRしていくとか、そういった部分は今後検討していきたいというふうには考えております。

○西岡勝成委員 ぜひ、これは本当に大きなチャンスだと思うんですね、熊本県の観光の。

それと、企業局にも聞きたいんですが。

○内野幸喜委員長 企業局はまたこの後に。

○西岡勝成委員 水を、要するに未利用水の八代の水を、この船に売ることにはできないんですかね。

○内野幸喜委員長 じゃあ、関連してということ、企業局。

○五嶋企業局長 おっしゃるとおり、未利用水、有工、八工、相当ございます。以前、この水を海外に販売できないかということも検討もしております。例えば、海外から貨物船で物を持ってくるので、それに水を積んで持っていけないかということも検討いたしましたけれども、なかなか金額的に折り合わないということもございまして、今のところちょっと具体的な検討までは進んでいないというような状況です。

委員おっしゃるように、世界の中では水が不足しているところもたくさんあると思います。そういう中で、県内の余っている水を有効に生かせないかなということも、我々としても考えておりますけれども、現実的にはなかなか厳しい状況でございます。

○西岡勝成委員 私が言うのは、クルーズ船に利用する水ですよ。それに売り込みはできないかと。

○五嶋企業局長 私が今申し上げましたが、どちらかというと、貨物船に積むことも申し上げましたけれども、ペットボトルに入れて販売できないかということを検討いたしました。やっぱり水代というのは非常に安くて、どちらかというと加工賃、運送費、そういうのでかかるような感じでしたので、結果的には、なかなか採算には厳しいなというような状況でございます。

それと、仮に飲み水として使うのであれ

ば、この豊富な水、どちらかというと、名前のブランド名からしても、川の水よりもやはり地下水なのかなというようなこともございます。

○西岡勝成委員 いずれにしても、水に恵まれた熊本ですから、地下水にしても、八代工業用水にしても、せつかくこれだけの人たちが来るのであれば、一つのビジネスチャンスであるかもしれませんので、検討して、本当においしい水ですから、ぜひ使ってください。

○内野幸喜委員長 ほかに質疑ありませんか。

○高島和男委員 52ページで、労働雇用創生課。

職業訓練総務費で2番目の項目だったと思います。新規事業で、職業能力開発校の拠点化ということで、幸田の職業訓練校を廃校して菊陽のほうと、合併じゃないですけども、1つにするというような説明だったと思うんですけども、そのスケジュールをもう少し詳しく教えていただきたいということと、その幸田の職業訓練校の跡地の利活用が、もしも現時点でわかっているならば教えていただきたいと思います。私ども地元だものですから、ちょっと教えていただきたいと。

○石元労働雇用創生課長 労働雇用創生課です。

本県では、県立の職業能力開発指定として、高等技術専門校、その南区の幸田と、技術短期大学校、菊陽町、2校を設置しております。それぞれ産業人材育成を行っておりますけれども、高等技術専門校は必置機関でございます。しかしながら、実習棟とか、築50年以上経過しているところもあって、それをそのまま現在も使っているような

状況でございます。

それで、老朽化に伴う建てかえというのが喫緊の課題となっております。早急な検討が必要ということで、それでは人材育成機関を1カ所に集めた形で拠点化を行うことによっておのおののメリットが生かされるんじゃないかということで、検討を進めるべきではないかという考えがありまして、今回、新規事業でこういう事業を、予算を要求させていただきました。

スケジュールに関しましては、平成29年度に全体の基本構想なるものがきちんとできればということでは考えております。それから、30年、31年、32年にかけてまして、実施計画から建物建設、33年度に開校を目指して、現在考えているところでございます。そういうスケジュールで考えております。

○高島和男委員 ありがとうございます。

引き続き、いいですか。

○内野幸喜委員長 どうぞ。

○高島和男委員 ブランド推進課にお尋ねでございますが、代表質問でもございました、くまモンの担当ということで、知事公室のほうに何か移管をするというような知事の答弁で、記者会見では、くまモングループか何か新しくつくられるというようなお話だったようなんですけども、この29年度の予算でいくと、あんまり前年度と比較しても変わらない予算が計上されていると思うんですが、ブランド推進課と知事公室と、くまモンをどういうふうな区分け、どういうふうな扱い方になるのか、もう少し詳しく教えていただけますか。

○柳田くまもとブランド推進課長 組織の中身につきましては、人事課のほうを担当しているんですが、聞いている範囲でお答えをさ

せていただきます。

くまモンの活動については、これまで営業部長活動を中心に、県内の事業者さんのために、イラストの許諾ですとか出動とかをやっ
てまいりました。昨年4月に地震が起きまして、これまでの営業部長の活動から、しあわせ部長といいますか、被災された方々への癒やしですとか、復興フェアとして開催をしたり、また、全国各地、海外からも地震に対する支援をいただきましたので、そのお礼に伺ったり、知事の代理としてお礼をするという
ような活動をしてまいりまして、活動の内容が、商工観光労働部から、もう少し広い活動が今年度は中心になってきたかなというふう
に思っております。

そういう意味で、今回、知事公室のほうにくまモンの仕事が全て移るといような形で組織体制が変わるといふうに聞いておりま
す。

○高島和男委員 こちらの82ページには、開発促進費の中にくまモンのことが2点書いてありますけれども、この2点に関しては、従来どおりブランド推進課がやるということ
ですよね。

○柳田くまもとブランド推進課長 いえ、ブランド推進課から知事公室のほうにくまモンの事業そのものが移っていく形になります。82ページに
あります開発促進費、それから、83ページにあります、くまもとプロモーションやくまモン隊の管理運営事業、これらも全て知事公室のほうに移っていくという形
になります。

○内野幸喜委員長 いいですか、私も。だから、過去にもあったんですけども、4月1日以降、組織改編するわけですね。当初予算として、今定例会にはくまもとブランド推進課として予算を提案しているわけじゃないで

すか。4月1日から組織が変わると、予算をまた組み替えるという形になるんですか。これはどうなるんですか。過去にも何かあつて聞いた記憶があるんですけども。

○柳田くまもとブランド推進課長 ブランド推進課です。

予算のほうは、現在の所属で要求をいたしまして、4月1日に新しい組織ができますので、予算も人員も、それとともに知事公室のほうに移るといふうに聞いております。

○内野幸喜委員長 部が変わるわけでしょう、部が。知事公室に行くわけですね。だから、そのときは商工のほうは、この分については減額予算という形をとるといふことになる
んですか。

○磯田政策審議監 予算は、今回商工部のほうで組んでおりますが、組織ができたときに、そのまま移管する形になります。これは、いろんな業務、ほかの部もそう
ですけども、組織体制が4月から変わる場合がございまして。そのときには、ある体制で議決をいただいてその部にあるんですが、移管したときに4月からまた変わる
といふうな、そのまま移されるといふ形になります。減額とかいう手続はとらない形かと思えます。

○溝口幸治委員 例えば、簡単に言うと、人員だって、年齢でばらつきがあるので、それぞれ移ると、多分予算要求とそこのやつとのそごが出てくる
でしょう。そういう考え方ですよね。一緒ですよね、だから。

○磯田政策審議監 はい、人も。

○溝口幸治委員 まあ、委員長がおっしゃりたい気持ちはよくわかりますが、そこをここに言うてもしょうがなか。

○高島和男委員 私も、ちょっと一緒です。

○前田憲秀副委員長 ただ、今のことでは、例えば、来年度、また翌年の予算審議をするときには、前年度の比較というのはできないんですよね。知事公室へ移っているわけでしょう。そういう理解でいいんですよね。

○奥菌商工観光労働部長 くまモンにつきましては、何で商工部でやっているのかと、そもそもの疑問もあったんです。ただ、そこは、いわゆるくまモンは観光振興あるいは物産振興に属していたほうが一番効果があるだろうというところで、今までくまモンを商工の部の中において、観光課とかあるいは物産とか、いろんな事業をやっています。そこのつながりで一番、何といいましょうか、組み合わせとしてはよかったというふうに理解をしております、何の疑問も持ってなかったんですけれども、今回地震がございまして、くまモンをもっと活用できるんじゃないかというような気持ちで、特に二役あたりからは強くあったと思います。そういう結果として、もう少し全庁的にくまモンを活用しようということで、そうであれば、全部の、いわゆる県庁を束ねている公室にぶら下げたほうがより高い効果が得られるんじゃないかと。もちろん、今までのように、観光振興あるいは物産振興にも役立ててまいりますけれども、そういうような背景で今回組織が変わるというふうに理解をしております。

結構今までブランド振興で、くまモンチームということで予算あるいは組織、一応ぼろっとまとまっておりますので、それをそのまま持っていくという形でございますので、県庁的な内部の、何といいましょうか、やりにくさとかいうのはあんまりないんじゃないかというふうには理解しております。

予算の変化は、それぞれそれがまとまって

おりましたから、比較は比較でよいではないかというように思っております。

○内野幸喜委員長 ほかに質疑ありませんか。

○末松直洋委員 59ページの産業支援課の(4)、プロフェッショナル人材戦略ということで3,900万予算を組んであるんですけれども、県内外から優秀な人材を確保するということではありますが、県内はある程度その顔が見える範囲なので声をかけやすいかと思えますけれども、県外からその人材あたりに来てもらうのに、どんな働きかけをされているのか、教えていただきたいと思えます。

○三輪産業支援課長 産業支援課でございます。

人材の確保につきましては、県内にこだわるわけではございませんで、全国のほうでいろんな人を探しているというようなやり方を行っております。

マネジャーという企業OBの方を中心に据えまして、全国から優秀な人材の方をいろいろ探しているということで、今現在で、まだ少のうございますが、7件の一応成約と申しますか、契約と申しますか、そういうところまでたどり着いている状態でございます。

○末松直洋委員 7件というのは、県内の方が主ですか。

○三輪産業支援課長 県外と県内と、ちょっと何人ずつかは資料ございませんが、両方おられます。

○末松直洋委員 とにかく、今、現場は人手不足ということでありますので、ぜひ有能な人材を今後も引っ張ってこれるように、よろしく願いいたします。要望です。

○溝口幸治委員 81ページ、国際課のこの海外展開推進体制整備事業、それから、その下の戦略的アジアマーケット開拓事業ということで、これから海外に打って出るというのは非常に大事なことだと思うんですね。この(4)に書いてあるように、中国、台湾、香港、ASEANとの経済交流、それから県内企業の海外展開ということで、やる気のあるところもしっかりサポートしていこうということだと思うんですけども、やる気のあるところと、要は、県があるいはいろいろな団体も含めて、ちょっと引き上げてやると海外に打って出れるというところがあると思うんですね。そういったところも含めて、ここでしっかり対応してほしいという思いの中で、今ブランド推進課の話がありましたけれども、ブランド推進課も、くまモンがなくなれば大分身軽になるのかなと思いつつながら、例えばこのくまもとの酒消費拡大推進事業とか、あるいは伝統工芸館で多言語でやりますとか、こういうのがあるんですけども、まさにこういう事業と一緒に組んでいく、あるいは商工の金融のところとかと、そういう販路が確立できそうなところにはしっかり融資をしていくという、こういう循環が多分必要だと思うんですね。

これは国際課に上がっていますけれども、商工観光労働部として、全体でどうコーディネートしていこうと思っていられるのかをちょっとお聞きしたいんですが。

○小金丸国際課長 ちょっと国際課のほうからお答えさせていただきます。

委員から御指摘いただいた点については、もったもなことでございまして、我々は、今4カ年戦略における海外展開の目標を750社といたしておりますが、それに近づけるために、まず裾野を広く、事業者の方を募りたいと思っています。

それで、これまでどちらかといいますと県

主導であったところを、商工会議所さん等を含めた商工団体のお力をかりながら、広く、県だけのセミナーではなく、そういった団体のセミナー等も活用する中で、手を挙げていただける企業、あるいは海外展開のメリット等を含めて、そういったものをまずは実施させていただいております。

それから、2点目の、いわゆるブランド課あるいは商工金融課のそこら辺の連動ですけれども、直接のメンバーとしましては、海外展開推進本部というものを4年前から設けておりまして、庁内の組織ではございますが、小野副知事を筆頭に、いわゆる海外に関係する部署、部門というところを横断的に、商工観光労働部だけじゃなく、企画振興部あるいは農林水産部あるいは健康福祉部等も含めて入っております。その中で、商工観光労働部は、部長を初め、メンバーとして入っておりますので、その中で、関係課の業務等もうまく連携させる形で進めさせていただいております。

ただ、御指摘のように、具体的な部分、じゃあ何がどういふふうに変ってきているかというのはございますので、そこら辺は引き続き我々も留意しながら連携を進めてまいりたいと思っております。

以上です。

○溝口幸治委員 とても実は期待をしておりますので、しっかり結果を出していただくようにですね。多分、連携が大事だと思います。今商工会議所とかという話もありましたけれども、物産業界とか、幅広く皆さん方と、民間と連携して、ぜひ1社でも多く海外展開できるように努力をしていただきたいと思います。

○内野幸喜委員長 ほかに質疑ありませんか。

○高島和男委員 83ページ、ブランド推進課

の商業総務費の中で、今溝口委員おっしゃった、くまもとの酒ということで580万計上されておりますけれども、消費拡大のための事業実施ということで、もう少し具体的に教えていただけますか。

○柳田くまもとブランド推進課長 この事業の中身に関しましては、酒造関係の組合の球磨焼酎、それから日本酒の組合と連携をしまして、事業を進めることにいたしております。

中身につきましては、例えば、福岡で商談会を行ったり、あとパンフレットをつくりまして、それも英語版のパンフレット等もつくりまして、先ほどから話題に出ているクルーズ船への売り込みとか、海外も含めて、酒の消費が拡大できるような事業を今考えているところです。

○高島和男委員 多分そういうことだろうなと思ってお尋ねしたんですけれども、先般、ソムリエの田崎真也さんですか、お見えになったということで、酒の関係の方も随分参加をされておった。そこで、田崎さんがおっしゃったのは、もう皆さん御承知のとおり、熊本県産酒のお酒、焼酎というのは非常に質が高いと、しかしながら、熊本県内であんまり飲まれていないんじゃないですかというような問題提起をされたやに私聞いているんです。

確かに、今課長がおっしゃったように、県外であったりとか、外国とかというのももちろん大事なことでしょうけれども、こういった御指摘に対してはどんなふうに感じられましたでしょうか。そしてまた、何かこういったこともやっていますよというような具体策があれば教えてください。

○柳田くまもとブランド推進課長 田崎会長とは、昨年、一度私も一緒に勉強会をさせて

いただきました。外に打って出ることと、あと県内での消費も大事だという御指摘も、そのときもいただいております。

熊本の例えば居酒屋に行ったときに、日本酒と出ているだけで、名前までは出ていないお店が多いという御指摘もありまして、昨年度から、お店の協力を得まして、メニューの中にお酒の名前を入れていただくような店をふやす取り組みも行っております。

また、県庁の中で、県庁日本酒愛好会という組織をつくりまして、日本酒の勉強もあわせてやっているところです。日本酒のファンをふやしまして、県庁の中から消費をふやすという取り組みも行っているところです。

○高島和男委員 それはそれで結構なことなんですけれども、やっぱり今課長もおっしゃったように、お店に置いていただくというか、やっぱり熊本県の県産酒というのを紹介するというのが一番大事だと思いますので、それはやっぱり料理飲食業協会あたりとも密に連絡をとっていただいて、さらなる普及というか、そこらはずいぶんまだ連携が、もうちょっととっていただいたほうがいいのかなと思いますので、ぜひお願いしたいと思います。要望です。

○内野幸喜委員長 ほかに質疑ありませんか。

○西岡勝成委員 84ページの食博についてちょっとお尋ねしたいんですが、これは多分私が経済委員長の際に初めて大阪——多分4年に1回だと思うんですよね、食博。それで、今県内から何店舗ぐらい出展されているんですかね。それと、効果あたりもどうなのか。

○柳田くまもとブランド推進課長 食博のほうですね。

○西岡勝成委員 はい。

○柳田くまもとブランド推進課長 食博覧会のほうは、4年に1回ということで、大阪のほうで開催をされております。ことしは、4月28日から5月7日の10日間ということで予定がされておりまして、4年前は14の事業者が出展をされております。

現在、出展の申し込みを受け付けておりますが、4年前よりもブースを多くとりまして、ことしは地震からの復興のPRもあわせて、しっかり元気にやっているよというのをPRしていきたいというふうに思っております。

○西岡勝成委員 初回のころからすると、出展数はふえているんですかね、出展業者の。

○柳田くまもとブランド推進課長 今募集中で、まだ事業者数は固まっておりませんが、出展するブースが前回の1.5倍になりますので、事業者数は多分ふえてくると思っております。

○西岡勝成委員 いや、私が聞きたいのは、今までの傾向として、だんだん1回目からするとふえてきているんですかね。

○柳田くまもとブランド推進課長 済みません、前回以前の資料はこちらにございませんが、非常に多くのお客様が来られるということで、出展された方、皆さん喜んで帰られておりますので、かなり効果がある博覧会だというふうに思っております。今回も、しっかりとPRできるような形で進めていきたいと思っております。

○石元労働雇用創生課長 申しわけございません。先ほど高島委員のほうから、職業能力開発校の拠点化の跡地の話がございまして、

御質問がありましたけれども、その点に関してお答えしていなかったので、おわび申し上げますとともに、その跡地に関しましては、拠点化を図ることになれば、県有財産として跡地の有効活用というのは非常に重要な課題となってきますので、財産経営課とも連携しながら、県有財産の有効活用ということで、売却するのか、県有施設として有効に活用するのか、そこら辺も含めて、その時点でまた検討することになるというふうに考えております。

○内野幸喜委員長 それでは、これで商工観光労働部関連の質疑を終了いたします。

次に、企業局関連で質疑はありませんか。——なければ、労働委員会関連での質疑に入りたいと思います。

質疑ありませんか。

○溝口幸治委員 済みません、ちょっと教えてください。この委員15名ですけれども、これは設置条例か何かあって15名になっているんだと推測しますが、そうかどうかということと、それから、労使紛争というのが最近あんまり聞かなくなった気がしますが、ここ数年、どれぐらいの数かということと、これは景気が悪いときとかいいときでどういうふうにそこは関係するのかわかるというのがもしもあたら教えていただきたいと思っております。

○真田審査調整課長 審査調整課でございます。

まず、最初の委員の数につきましては、国のほうの労働組合法施行令で定められております。

それから、労使紛争の数につきましては、労働委員会のほうで不当労働行為の審査事件、それから、調整事件、個別あつせん事件を扱っておりますけれども、昨年度でいきますと、平成27年度、新規件数が、審査件数が

2件、調整件数が4件、個別あっせん件数が14件となっております、28年度におきましては、やや少しこれよりも減っております。

これは全国的にやや最近減っている状況なんですけれども、はっきりとした要因というのは分析はなされておりませんけれども、最近、有効求人倍率、高どまりでありますので、そういったのも影響してやや減っているのではないかと思います。

○溝口幸治委員 じゃあ、局長、最後に、要は何となく減ってきているような私も気がするんですけども、この減ってきたからといって、何かここは、例えば職員数だとか、この事業費自体をちょっと節減して、組織をなくすわけにはいかないでしょうけれども、ちょっと縮小化するということが可能なのか、それは将来検討もできるのか、それとも、どういう時代であろうとも、この15名の委員と、これぐらいの予算というのはキープしていくべきなのか、そこを教えていただければと思います。

○白濱労働委員会事務局長 委員の人数につきましては、一応国のほうで決まっております、大きな県は公・労・使15名とかそういう、東京都とかございます。そして、少し大きな県につきましては7名のところもありますし、一番下で5名ずつの県があります。

将来的にはこのことなんですけれども、今はちょっと有効求人倍率とか上がって事件数も、失職してもすぐ再就職できるというふうな状況にありまして、余り多くはない状況にあります、これが、いつまた不況のほうになって労使の関係が悪くなって、あっせん等の件数がふえてくるかもしれないというところで見ますと、今減らすということで即断するという事は非常に難しいなということで県としては思っております。

不当労働行為も、昔ほど、国鉄のあれとか

国労の問題とか、その辺もなくなりまして、大きな問題がないものですから、労使協調路線ということでいっておりますので、そう大きな不当労働行為もないということですけども、年に1回あれば、それで約1年ちょっとは審議にかかりまして、命令を出して、それで、それが中央労働委員会に上がるか、県の訴訟になるか、その辺のこともありまして、不当労働行為については非常に神経を使っているところでございます。

○溝口幸治委員 わかりました。窓口がちゃんとあるということが今のところは大事だというふうに……

○白濱労働委員会事務局長 国で決まっておりますので、ちょっとなくすということではできません。

○溝口幸治委員 わかりました。

○岩中伸司委員 私も、今事務局長おっしゃったように、労働委員会というのは、本来、職場の労使問題で、裁判へ持っていっても何年もかかってしまうし、早目に解決して、やっぱりきちっと労働者救済をするということが大きな問題としてあると思うんですね。そういう意味では、労働委員会の役割は、私は大事だと思います。

今局長おっしゃったように、だんだん有効求人倍率、いろんな雇用の関係も上向きということで言われていますけれども、現実には、やっぱり職場の中で働いている人たちは、声が出せない状況もたくさん私は知っていますよ。こういうところが——昔はやっぱり、今おっしゃったように、国鉄の問題のときに、中央労働委員会に提訴していくというのが数多くあったんですけども、そういう状況にある労働者がやっぱりいっぱい今もいると私は思うんです。ただ、もうこれだけ、労働組

合も含めて、余りにも労働者がおとなしくなっているものだから、労働委員会がいかにも件数が少なくなっているような状況ですが、そこら辺は、もう少し私は労働委員会体制を強めていかないかぬなというような思いを持っていますので、これは私の意見です。

○白濱労働委員会事務局長 ありがとうございます。

○内野幸喜委員長 ほかに質疑はありませんか。——なければ、これで商工観光労働部、企業局及び労働委員会の質疑を終了いたします。

それでは、付託議案の採決に伴い、環境生活部が入室するため、ここで約10分間休憩いたします。

午後1時59分休憩

午後2時5分開議

○内野幸喜委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

ただいまから、本委員会に付託されました議案第33号、第34号、第38号、第39号、第46号、第47号、第49号から第51号まで、第64号から第66号までについて、一括して採決をしたいと思いますが、御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○内野幸喜委員長 御異議なしと認め、一括して採決いたします。

議案第33号外11件について、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○内野幸喜委員長 御異議なしと認めます。よって、議案第33号外11件は、原案のとおり可決することに決定いたしました。

次に、継続審査となっております請願、請第18号を議題とし、これについて審査を行います。

それでは、請第18号について、執行部から

状況の説明をお願いいたします。

○前野エネルギー政策課長 エネルギー政策課でございます。

請第18号説明資料をお願いします。

本請願は、9月、12月議会の当委員会で御審議いただき、継続審査となっております。

この請願につきましては、エネルギー政策課と循環社会推進課にまたがっておりますが、私のほうで一括して説明させていただきます。

また、12月議会で説明後の新たな動きにつきまして、下線を引いております。その部分を中心に説明させていただきます。

まず、1、請願の内容でございますが、採石場への指導状況の検証と地域住民へ説明することなど3点でございます。

次に、2、対応状況でございます。

(1)の環境影響に関する調査でございますが、8月から計6回実施しております。資料では、第5回まで環境基準に照らして問題ありませんと記載しておりますが、昨日、第6回目の結果が判明いたしております。6回目も問題はございませんでした。

裏面をお願いします。

(4)まちづくり協議会との協議状況でございますが、昨年12月には、県から、住民、事業者、県、天草市の4者による緑化や環境保全の協議、それから住民監視も含めた協定締結を提案いたしました。折り合いがつかない状況でございます。

3、今後の対応でございますが、(1)に記載しておりますが、県といたしましては、まち協立ち会いで採石場への立入調査を実施するなど、請願の趣旨につきましては対応していると考えております。今後も、天草市と連携しながら、引き続き丁寧に対応を行っていくこととしております。

なお、認可の申請の対応でございますが、(2)にあるとおり、一部の土地に関して、権

原取得に不備が認められたため、現在、事業者に補正を指示しているところがございます。事業者と地権者との協議状況を確認して、対応してまいりたいと考えております。

説明は以上でございます。よろしく御審議のほどお願いします。

○内野幸喜委員長 ただいまの説明に関して、質疑はありませんか。

○西岡勝成委員 最後のところなんですけれども、許可の前提となる土地利用の権原取得に不備が認められたためと、これは認められたということを知ったのは、これは県が気づいたんですか。県の調査に瑕疵があったんですかね、これは調査に。

○前野エネルギー政策課長 以前までの認可の場合とまた違いまして、今回、県のほうでいろいろ登記名義人とかを調査いたしまして、今回の認可申請の部分が正当な権利者と言えるのかどうか、ちょっとそこら辺が疑問な部分の土地がございましたので、その部分を事業者に対して指示をして、補正をお願いしているところでございます。

○西岡勝成委員 今回気づかれた——大体、許可を出す前に本当は調べないかぬだったことですか。

○前野エネルギー政策課長 エネルギー政策課でございます。

昨年3月に認可申請が上がりまして、その後、ずっと認可については保留をしておりましたが、その間に若干の権原についての確認がとれていない部分がございましたので、その補正を指示しているところがございます。

○西岡勝成委員 結局、前からそういう、要

するに権利が取得されていない部分を採掘しよったということで、それが、今こういう問題があつて初めてそういうことが表沙汰になったという認識でいいですか。

○前野エネルギー政策課長 我々は、書類のほうは、書面審査という形でございます。それを善意として受けとめてということで、表面上、そういう書類審査でクリアできれば認可をしているところでございます。

今回、いろいろ地元と接触する間に、そういう権原の不備ということが判明いたしましたので、そこについては補正の指示をして、また、事業者のほうも、正当な地権者というか、そういうところで協議を行っているところと聞いております。

以上でございます。

○西岡勝成委員 説明はわかりました。

非常に緩やかな採石法というのが、楽などいいですか、法で、その辺の詰めた部分が今日までなされてなかったというのは、私たちはやっぱり反省しながら、次のことに臨まないかぬというような感じもしますので、その辺はよろしく願いしておきます。

○内野幸喜委員長 ほかに質疑ありませんか。——なければ、これで質疑を終了いたします。

次に、採決に入ります。

請第18号については、いかがいたしましょうか。

（「継続」と呼ぶ者あり）

○岩中伸司委員 いいですか、一言だけ。

○内野幸喜委員長 質疑ですか。はい、どうぞ、岩中委員。

○岩中伸司委員 質疑というよりか、今説明いただいた中に、今後の対応で、執行部から

のやつで、2行目に、請願の趣旨について十分対応してきていると考えているということで、そういう努力を住民の請願に基づいて執行部もされているということであつたら、これは採択でいいんじゃないかと私は思うんですけれども。

○内野幸喜委員長 じゃあ、今、継続と採択という意見がありますので、まず継続についてお諮りいたします。

請第18号を継続審査とすることに賛成の委員の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○内野幸喜委員長 挙手多数と認めます。よって、請第18号は、継続審査とすることに決定いたしました。

次に、閉会中の継続審査事件についてお諮りいたします。

議事次第に記載の事項について、閉会中も継続審査することを議長に申し出ることとしてよろしいでしょうか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○内野幸喜委員長 それでは、そのように取り計らいます。

次に、その他に入ります。

議事次第に記載のとおり、執行部から報告の申し出が3件あっております。

まず、報告について執行部の説明を求めた後、一括して質疑を受けたいと思います。

それでは、担当課長から、資料に従い、報告をお願いいたします。

○藤本水俣病審査課長 水俣病審査課でございます。

お手元の資料、経済環境常任委員会報告事項のうち、下のほうに環境生活部と書いてあります冊子の1ページをお願いいたします。

水俣病対策の状況につきまして、前回12月14日の当委員会で御報告した後の状況について御説明させていただきます。

1の水俣病対策の主な経緯についてですが、1月6日に、11月27日に開催した第236回認定審査会に係る答申を受け、48件の棄却処分を行いました。1月22日ですが、県の認定審査会を開催し、50件の審査を行っております。

なお、審査結果については、括弧書きになりますが、2月27日付で48件の棄却処分を行っております。残りの2件は、審査会からの答申が保留されております。

また、3月5日ですが、県の認定審査会を開催し、55件の審査を行いました。

次に、2の認定業務の状況ですが、(1)の認定申請の状況は、2月末日現在で1,135件となっております。このうち、括弧書きになりますが、国の臨時水俣病認定審査会での審査を求めている方は10件となっております。

(2)の認定検診の状況については、県外の医療機関等への委託検診のほか、水俣市立総合医療センターなどにおいて、県からの派遣医師による検診を実施し、検診促進に努めております。(3)の認定審査の状況については、先ほど1で御説明したとおりでございます。

次に、3の水俣病に関する裁判の状況についてですが、現在、国、県、チッソを被告とする国家賠償等請求訴訟が5件、水俣病認定義務づけ等請求訴訟など行政訴訟が3件の合計8件の訴訟が提起されております。

いずれの訴訟におきましても、県として、司法の場で主張、立証を行い、適切に対応してまいります。

水俣病審査課は以上でございます。

○久保循環社会推進課長 循環社会推進課でございます。

資料の4ページをお願いいたします。

熊本地震に係る公費解体等の状況について御報告申し上げます。

まず、1、公費解体の進捗状況でございますけれども、1月末から、県全体で2,500棟

の解体が進みまして、2月末時点では、累計1万7,000棟余りが解体済みとなっております。進捗率は、解体想定棟数をベースにすると51.6%、実際の申請棟数をベースにすると54.5%と、昨年7月の本格スタートから8カ月目で50%を超え、いわば折り返し点に到達しているところでございます。

全体としては、計画達成率の欄に記載しておりますとおり、市町村が計画したペースをやや上回る進捗でございまして、熊本市以外の市町村は、本年末までの10カ月の中で、熊本市も来年3月までに、少しでも早く完了するよう支援を進めてまいります。

次に、2、災害廃棄物の処理状況ですが、1月末時点で122万トン余の処理が進んでおります。進捗率としては、昨年6月に策定しました災害廃棄物処理実行計画における195万トンという推計量に対しましては62.8%、再生利用率は、目標の70%に対して67.3%となっております。

なお、災害廃棄物処理実行計画につきましては、12月議会で御報告しましたとおり、被災市町村における公費解体の申請受け付けが、熊本市のマンションなどを除きまして、今月末で終了しますので、そこまでの実績などを踏まえて、来月、発生推計量も含めて見直す予定でございまして。

続いて、5ページの3、二次仮置き場における受け入れ状況について御説明します。

昨年9月末の木くずの受け入れを皮切りに、徐々に量を拡大し、1月から本格的に稼働しておりますけれども、(2)のとおり、1月末の時点では約4万2,000トンを受け入れております。

表の2列目に記載のとおり、受け入れ開始以降に7市町村で発生した廃棄物は合計で7万9,000トン余ありますが、二次仮置き場もウオームアップしながらの受け入れであり、また、市町村の一次仮置き場から地元の処分業者で処理する従来のルートも活用しながら

進めてきておりますので、(3)に記載のような受け入れ比率となっております。

(4)の搬出状況につきましては、県内での処理能力が不足する分については、表の主な搬出先のとおり、県外施設も含めて、広域的に処理を進めているところでございます。

最後に、(5)に二次仮置き場設置による効果を記載しておりますが、昨年9月末の木くずの受け入れ開始に伴い、グラフのとおり、7市町村における1カ月当たりの解体棟数や廃棄物処理量が10月以降でぐんと伸びておりまして、各市町村で当初に計画した以上の進捗となっております。

7市町村では、一次仮置き場を新たにふやすことは非常に厳しい状況にございましたけれども、二次仮置き場の受け入れ開始に伴い、建物解体後の廃棄物の大きな受け入れ先が提供され、結果、公費解体の加速化に貢献できたのではないかと考えているところでございます。

引き続き、早期の災害復旧、復興へ向けて、誠心誠意全力で取り組んでまいりますので、今後とも委員各位の御支援、御協力をよろしくお願いいたします。

循環社会推進課からは以上でございまして。

○福島企業局次長 企業局でございまして。

報告事項、企業局分をお願いいたします。

申しわけありません。ページを打っておりませんけれども、1枚おめくりいただきまして、御説明したいと思います。荒瀬ダム撤去工事の進捗状況について御報告します。

まず、本年度の施工内容でございまして。

本年度は、①から④までの工事を実施いたしました。

まず、①堤体左岸部の撤去と②導水トンネルの埋め戻しですが、下の図をごらんください。

図で赤く着色している堤体左岸部を撤去しております。11月から、延べ25回発破を実施

いたしました。また、撤去したコンクリートは、12月から、小割りにいたしまして導水トンネルへの埋め戻しを行っております。

下の写真をごらんください。

建物の解体です。藤本発電所及び荒瀬ダム管理所などを解体いたします。

藤本発電所では、まず地下の水車発電機の設備を撤去した後、土砂で埋め戻し、建物解体を行う予定です。2月から着手しております、10月には完了する予定でございます。

最後に、藤本発電所に近接します④の調圧水槽ですが、水槽の地下部分を土砂等で埋め戻しまして、その後、地上のコンクリートを撤去いたします。こちらも、2月から着手しまして、10月に完了する予定でございます。

おめくりいただきたいと思っております。

本年度のダム本体の撤去工事の進捗状況です。上段が着手前の状況で、下段が今年度末のイメージとなっております。ごらんいただきますとお、河川内の構造物はほとんどなくなる見込みとなっております。

来年は、いよいよ撤去の最終年度となりますので、引き続き安全や環境に十分配慮し、荒瀬ダムの撤去を確実に完了できるように努めてまいりたいと思っております。

以上です。

○内野幸喜委員長 それでは、報告に対する質疑を受けたいと思っております。

質疑はありませんか。

○磯田毅委員 荒瀬ダムの撤去について、ダムの内側にある堆積物の除去というのは、初期には何万トンかありましたけれども、河川部とか、まだそれ以外にたまっていた堆積物、砂とか土砂の自然流下というのはどれぐらい——推定で結構ですけれども、どれぐらい進んだとお思いますか。——わからぬ。なかなか難しい問題ですね。

○福島企業局次長 フォローアップ委員会のほうで実績のほうを御報告しております、詳しい数字のほうは今手元に持っておりませんが、委員会のほうでも、現在の状況はもとの姿に戻りつつあるということで、非常に工事としてはうまくいっているという御評価をいただいております。

○磯田毅委員 質問したわけというのは、やっぱり八代海と有明海、特別委員会がありますけれども、それで、非常にアサリとか漁業資源が減っているという原因にやっぱり泥土の堆積があるということで、その自然通水というか、流水が自然に戻ったことで——一部ですけれども、どういう変化があるのかなど。土砂あたりが流れていって、八代海にどういう影響があるのかというのは、何年かかかって検証するものだと思いますけれども、そういった中で、私は、いい効果があるんじゃないかと思ってですね。どれだけの土砂が流れたかなというのをちょっと知りたくて質問したわけです。

○福島企業局次長 土砂というのは、もともとある部分がありますけれども、ダムをつかったことによりまして、泥土といいますか、それが堆積した部分はありましたけれども、これは工事の初期段階で10万トンほど撤去…

○磯田毅委員 全部じゃなかったですね。

○福島企業局次長 はい。

○磯田毅委員 全部じゃなかったですね。だから、残りの、人工的に出した以外のやつ、例えば下流部にたまっていた土砂あたりが自然流水が復活したことでどれだけ流れたか、まあ泥土だけじゃないですが、砂れきとか、そういったものを含めてですね。

○福島企業局次長 量のほうは、先ほど申しましたように、ちょっと手元に持ちませんが、下流部のほうに砂州とか瀬が出現しておりますので、そこがアユのいい産卵場所になっているということで、あの辺の地区に限っては、アユの量がふえたという話はお伺いしております。

○内野幸喜委員長 ほかに質疑ありませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○内野幸喜委員長 なければ、これで報告に対する質疑を終了いたします。

ここで、私のほうから、12月の委員会において取りまとめを御一任いただきました、平成28年度経済環境常任委員会における取り組みの成果について、お手元に配付のとおり、案を作成しましたので、御説明いたします。

この常任委員会における取り組みの成果は、今年度の当委員会の審議の中で、委員から提起された要望、提案等の中から、取り組みが進んだ主な項目を取り上げ、3月に県議会のホームページで公表するものです。

項目の選定等について、副委員長及び執行部とで協議し、当委員会としては6項目の取り組みを上げた案を作成いたしました。

ここに上げた項目は、いずれも委員会審議により、取り組みが進んだ、あるいは課題解決に向けての検討や調査が動き出したようなものを選定しております。

もちろん、この項目以外の提起された課題や要望等についても、執行部で調査、検討等をおこなわれますが、これらの項目を特に具体的な取り組みが進んでいるとして取り上げました。

それでは、この案につきまして何か御意見等はございませんでしょうか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

では、この案でホームページへ掲載したい

と思いますので、よろしくお願いたします。

ほかに、その他で何かありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○内野幸喜委員長 なければ、以上で本日の議題は終了いたしました。

最後に、要望書が1件提出されておりますので、参考としてお手元に写しを配付しております。

それでは、これをもって第7回経済環境常任委員会を閉会いたします。

午後2時27分閉会

○内野幸喜委員長 なお、本年度最後の委員会でございますので、一言御挨拶を申し上げます。

この1年間、前田副委員長を初め委員の皆様方、執行部の皆様方におかれましては、円滑なる委員会審議に御協力いただきまして、本当にありがとうございました。

昨年4月に熊本地震が発生いたしまして、この委員会では、災害廃棄物の処理、公費解体、それから、グループ補助金、復興割等、本当にこの熊本の復旧、復興の手助けになるような議論をさせていただきました。これも、復興元年と位置づける来年度に向けて、いい議論ができたんじゃないかなと思いますので、本当にこの1年間、ありがとうございました。

それから、この3月をもって退職される皆さん方には、ぜひ、これまで経験されたものを、今後も県勢発展のために御協力いただければというふうに思います。第2の人生、これからも頑張ってくださいと思います。大変お疲れさまでした。

○前田憲秀副委員長 それでは、私のほうからも一言御挨拶を申し上げます。

この1年間、内野委員長のもとで委員会運営に努めてまいりましたけれども、委員各位

におかれましては、御指導、御鞭撻をいただきまして、本当にありがとうございました。また、執行部におかれましても、真摯に対応していただき、大変にありがとうございました。

先ほど委員長からもございました、去年は熊本地震という、本当に未曾有の震災の中で当委員会の議事運営をさせていただきました。本当に、熊本復興に向けての大事な議論を、1年間重ねさせていただいたと私も思っております。

復興に向けては、まだまだこれからさまざま課題もございますけれども、執行部の皆さん、我々としっかりまたこれから議論し合っ、頑張っ、まいるたいと思っております。

最後に、県行政がさらに発展してまいりますように心から御祈念を申し上げて、私の御礼の御挨拶とさせていただきます。

ありがとうございました。

○内野幸喜委員長 それから、先ほど私が、今年度3月末で退職される執行部の方と言いましたけれども、8名いらっしゃいますので、それぞれ8名の方にお話を、まあ40年ぐらい皆さんそれぞれこの県庁で働かれたと思います。今現在、後輩もいらっしゃいますので、そういう後輩に向けたエールも含めて、一言ずつお話をいただければというふうに思っています。

まず、田代環境生活部長、もう座ったままで大丈夫です。

（環境生活部長、政策審議監～労働委員会事務局長の順に退任挨拶）

○内野幸喜委員長 場合によっては、8名の方以外で、ひょっとしたらこの3月で退職される方も後ろにいらっしゃるかもしれませんが、次の第2のステージで、ぜひ皆さん頑張っ、いただきたいというふうに思います。

本当にお世話になりました。ありがとうご

ざいました。（拍手）

これをもちまして終了いたします。大変お疲れさまでした。

午後2時36分

熊本県議会委員会条例第29条の規定によりここに署名する

経済環境常任委員会委員長